

## 4 章 食品中の放射性物質 Q&A

1. 食品の放射性物質に関する安全確保全般に関する Q&A..... 7
  - QA1 食べものの安全はどのように確保されているのですか..... 7
  - QA2 学校給食の安全・安心を確保するため、どのような措置を講じているのですか..... 9
  - QA3 牛肉やお茶、しいたけなどで出荷制限が指示されたという報道がありましたが、報道されていない食品は安全なのでしょうか。鶏肉、豚肉などは検査もしていないという話を聞いたのですが、本当でしょうか..... 10
  - QA4 今回の福島原子力発電所の事故では、放射性物質は空中や海に出たため、地中にはほとんど影響がないと聞きました。すると、地中から栄養をとっている農作物への影響はないと思って良いのでしょうか..... 11
  - QA5 農林水産物の安全性を確保するためにどのような取組がとられているのですか..... 12
2. 食品の放射性物質に関する規制に関する Q&A..... 13
  - QA6 介入線量レベルを年間 1 ミリシーベルトに設定した理由を教えてください.. 13
  - QA7 暫定規制値を厳しくしたということですが、これまでの暫定規制値の安全性についてはどのように考えているのでしょうか..... 14
  - QA8 食品安全委員会の食品健康影響評価で、「生涯における追加の累積の実効線量でおおよそ 100 ミリシーベルト以上で放射線による健康影響」とされていることとの関係は、どのようになっているのでしょうか..... 15
  - QA9 外部被ばくと内部被ばくを合計して、介入線量レベルを年間 1 ミリシーベルトにするべきではないのでしょうか..... 16
  - QA10 食品の汚染割合を 50%とした根拠を教えてください..... 17
  - QA11 放射性セシウム以外の核種の基準値は設けないのでしょうか..... 18
  - QA12 なぜ、ヨウ素やウランは規制対象に含まれていないのでしょうか..... 19
  - QA13 海洋汚染については情報が不十分なので、放射性セシウム以外の核種も検査すべきではないのでしょうか..... 20
  - QA14 なぜ、食品区分を 4 区分としたのでしょうか..... 21
  - QA15 飲料水の基準値を 10 ベクレル/kg とした根拠を教えてください..... 22
  - QA16 一般食品の基準値を 100 ベクレル/kg とした根拠を教えてください..... 23
  - QA17 牛乳及び乳児用食品の基準値を 50 ベクレル/kg とした根拠を教えてください..... 24
  - QA18 限度値の計算で、年齢が低いほど限度値が高くなっているが、これは小児の放射線による影響を過小評価しているのではないのでしょうか..... 25
  - QA19 新しい基準値で学校給食等の安全は確保されているのでしょうか..... 26
  - QA20 一般食品を使って離乳食を手作りした場合、その材料は 100 ベクレル/kg が基

	準値となりますが、手作りの離乳食よりも市販のベビーフードの方が安全ということでしょうか.....	27
QA21	暫定規制値はどのような取扱いになるのでしょうか.....	28
QA22	輸入食品の監視指導における暫定限度である 370 ベクレル/kg はどのような取扱いになるのでしょうか.....	29
QA23	米、牛肉、大豆について経過措置を設ける理由を教えてください.....	30
QA24	基準値が厳しくなって、政府による検査計画の考え方も改正されるのでしょうか.....	31
QA25	食品中の放射性物質の基準値はどのように決められたのですか.....	32
QA26	食品や飲料水に含まれる放射性物質に関する規制はどのようなものですか。加工した食品はどのように扱われるのですか.....	33
QA27	「乳児用食品」をどのように見分ければいいのですか.....	36
QA28	農産物はきちんとモニタリング検査が行われているのですか.....	38
QA29	食品の出荷制限と摂取制限の仕組みは.....	39
QA30	出荷制限の値が公表されていますが、出荷制限より 1 ベクレルでも低ければ安全だというのはおかしいと思うのですが、どうなのでしょう。たった 1 ベクレルで安全か危険かが決まるのならば、検査体制はもっとしっかりして欲しいと思います.....	40
QA31	新しい基準値は、今後、見直しが予定されているのでしょうか.....	41
<b>3.</b>	<b>食品区分や検査に関する Q&amp;A.....</b>	<b>42</b>
QA32	製造、加工後、飲む状態で飲料水の基準値を適用する茶の範囲を教えてください.....	42
QA33	玄米茶は、飲む状態で飲料水の基準値が適用されますか.....	43
QA34	紅茶やウーロン茶は、飲む状態で飲料水の基準値が適用されますか.....	44
QA35	麦茶やドクダミ茶など、チャノキを原料としないが、「茶」と名前のつく飲料は、飲む状態で飲料水の基準値が適用されますか.....	45
QA36	チャノキを原料の一部に含むブレンド茶は、飲む状態で飲料水の基準値が適用されますか.....	46
QA37	抹茶や、茶葉をそのまま粉碎した粉末茶を湯に溶かして飲む場合は、飲む状態で飲料水の基準値が適用されますか.....	47
QA38	抹茶を加えたせん茶は、飲む状態で飲料水の基準値が適用されますか.....	48
QA39	ミルクを加えた茶飲料は、飲料水の基準が適用されますか.....	49
QA40	麦茶も摂取量が多いのですが、ペットボトル入りの麦茶には、飲料水の基準値が適用されますか.....	50
QA41	茶と同様に飲用されていると思われるコーヒーは、飲む状態で飲料水の基準値が適用されますか.....	51
QA42	粉末飲料等の、希釈して飲まれる飲料は、飲む状態で飲料水の基準値が適用さ	

	れますか.....	52
QA43	原材料の状態と食べる状態（水戻しを行った状態）で一般食品の基準値を適用する、乾燥食品の範囲を示してください.....	53
QA44	乾しいたけはだし汁も調理に使用しますが、水戻しを行った状態で基準値を適用する際に、だし汁はどのように考えればよいでしょうか.....	54
QA45	濃縮スープ、濃縮たれ、濃縮つゆ、などの濃縮食品は、実際に飲食される状態に希釈して、一般食品の基準値が適用されるのでしょうか.....	55
QA46	濃縮果汁は、実際に飲食される状態に希釈して、一般食品の基準値が適用されるのでしょうか.....	56
QA47	フリーズドライ食品については、原材料の状態と食べる状態（湯戻しを行った状態）で一般食品の基準値を適用するのでしょうか.....	57
QA48	粉末スープ、即席みそ汁等の乾燥食品は、実際に飲食される状態に希釈して、一般食品の基準値が適用されるのでしょうか.....	58
QA49	乾燥食品について、水戻しの重量変化率や水戻し方法は、合理的な根拠があれば企業が独自に決めてもよいでしょうか.....	59
QA50	食品工場における製造用水は、飲料水の基準値が適用されますか.....	60
QA51	アイスクリームに使用する原料水は、飲料水のように大量に摂取されるものではありませんが、飲料水の基準値が適用されますか.....	61
QA52	乳児用食品の対象となる乳児の範囲を教えてください.....	62
QA53	乳児用食品の「乳児の飲食に供することを目的として販売する食品」とは何か、定義と範囲を明確にしてください.....	63
QA54	乳児（1歳未満）向けの食品であるかどうか、どのような観点で判断していくのですか.....	64
QA55	食品の製品パッケージに、例えば「対象年齢：1歳以上」等、乳児（1歳未満）向けではない旨を記載している食品は、今回の乳児用食品の対象食品に含まれないものとして扱ってよいですか.....	65
QA56	食品の製品パッケージに、例えば「対象年齢：7か月頃から」や「対象年齢：9か月頃から3歳頃まで」と表示している食品は、乳児用食品に含まれますか。また、「対象年齢：12か月頃から」や「対象年齢：1歳頃から」と表示している食品は、乳児用食品に含まれますか.....	66
QA57	特別なターゲット表示はないが、消化吸収が良いことから乳児にも好適である旨の表示をしている食品は、乳児用食品に該当しますか。また、その表示を削除すれば、乳児用食品に該当しなくなると解してよいでしょうか.....	67
QA58	乳児用食品の範囲の説明の中で、「乳幼児を対象とした調製粉乳」、「乳幼児用食品」、「乳幼児向け飲料」との記載がありますが、乳児と乳幼児の定義の違いはあるのでしょうか.....	68
QA59	一般消費者向けのヨーグルト、リンゴジュース、お菓子、ゼリー、ハチミツな	

	どは、乳児用食品に含まれますか.....	69
QA60	商品設計上は乳児用としていない食品を、消費者が乳児に与えたとしても、その商品が乳児用食品の範囲に含まれないと考えてよいでしょうか.....	70
QA61	手作りの離乳食に使われる可能性がある食品は、乳児用食品に該当しますか.....	71
QA62	製造・加工された食品にも新しい基準値が適用となりますが、モニタリング検査も行われるのでしょうか.....	72
QA63	残留農薬の基準値のように、原材料が基準値に適合していれば、その加工食品も適合していると取り扱うことはできないでしょうか.....	73
QA64	製造、加工の定義を教えてください.....	74
QA65	米、大豆、牛肉を原材料として少しでも使用している製造・加工食品は、すべて経過措置の対象になるのでしょうか.....	75
QA66	新しい基準値を適用する以前に製造・加工された食品を原材料として、新基準値の適用以後に製造・加工する場合には、原材料となる加工食品は暫定規制値に適合していればよいのでしょうか.....	76
QA67	主食の米から、少量しか摂取されない香辛料まで、摂取量に関係なく一般食品の基準値を適用するのはどうしてでしょうか.....	77
QA68	平成 24 年 3 月 31 日までに製造、加工された食品を、容器に入れたり、包装したりする（パッケージング）場合、経過措置の対象となるのでしょうか...	78
QA69	チマキに用いる笹の葉などは実際には摂取されませんが、食品として放射能の基準値が適用となるのでしょうか.....	79
QA70	基準値を超過する食品を混合し、放射性物質を希釈することで基準を満たすことは認められるのでしょうか.....	80
QA71	食品添加物における放射性物質の基準値はどのように考えればよいでしょうか.....	81
QA72	家庭菜園で作った野菜など、自己消費する食品についても新基準値は適用されるのでしょうか.....	82
QA73	工業用など、食用以外に使用されるものの扱いはどうなるのでしょうか.....	83
QA74	たばこには食品の基準値が適用されるのでしょうか.....	84
<b>4.</b>	<b>食品の検査一般に関する Q&amp;A.....</b>	<b>85</b>
QA75	平成 24 年 3 月 15 日付の食安発 0315 第 4 号で示した「食品中の放射性セシウム検査法」により測定した場合の、検査の検出限界値を食品区分ごとに示してください.....	85
QA76	検査結果と基準値の差がわずかであった場合、サンプルの不均一性や検出器の誤差はどのように考えればよいでしょうか.....	86
QA77	平成 24 年 3 月 1 日付けの監視安全課事務連絡「食品中の放射性セシウムスクリーニング法」により測定した場合の、検査の測定下限値を示してください	87

QA78	検査結果を記載する際に、有効数字は何桁にするのでしょうか.....	88
QA79	セシウム 137 のみが検出され、セシウム 134 が不検出の場合の検査結果は、どのように取り扱うのでしょうか.....	89
QA80	水戻しを行った状態で一般食品の基準値を適用する乾燥食品の、水戻し方法を示してください.....	90
QA81	平成 24 年 3 月 31 日までに製造された乾燥しいたげや茶など、暫定規制値には適合していないが新基準値には適合している食品について、食品衛生法第 54 条に基づく廃棄処分等の行政処分対応、回収指導等の行政指導等の措置をとる必要があるのでしょうか.....	91
QA82	基準値を超過した食品を流通させた事業者に対しては、どのような処分があり得るのでしょうか.....	92
QA83	基準値を厳しくすることで、検査件数が減り、違反品が流通するようになるのではないのでしょうか.....	93
QA84	原材料が基準値に適合している食品を用いて、最終食品が基準値を超過した場合は、誰に責任があるのでしょうか.....	94
<b>5.</b>	<b>飲料水に関する Q&amp;A.....</b>	<b>95</b>
QA85	水道水について、きちんと検査が行われているのですか。.....	95
QA86	水道水や井戸水等の安全・安心は、どのように確保されているのですか.....	96
QA87	水道水に含まれる放射性物質の「管理目標」はどんなものですか.....	98
<b>6.</b>	<b>米に関する Q&amp;A.....</b>	<b>99</b>
QA88	お米はきちんと検査されるのですか.....	99
QA89	福島県産の米が、検査済みの押印がされている他県産の袋に入れられて出荷されていると聞きました。「検査済みの押印がされている他県産の袋」は簡単に入手できるそうです。このようなことを防止することはされていないのでしょうか.....	101
<b>7.</b>	<b>麦・大豆・そばに関する Q&amp;A.....</b>	<b>102</b>
QA90	福島県と同じ地域なのに、土では放射性物質が検出されていて、麦では放射性物質が検出されないなどの違いがあるのはなぜでしょうか.....	102
<b>8.</b>	<b>野菜・果物に関する Q&amp;A.....</b>	<b>103</b>
QA91	生鮮農産物の原産地表示はきちんと行われているのですか.....	103
QA92	福島県産の野菜を、他県産の袋に詰め替えて産地偽装をしているという噂を聞きました。こうしたことに対する取締りは行われているのでしょうか.....	104
QA93	今回の事故では、大量の放射性物質が広い地域にまき散らされたと聞きました。放射性物質の検査をしていることは知っていますが、それでも隠れた汚染がないかどうか心配です。現在、流通している野菜などは汚染されていないのでしょうか.....	105
QA94	野菜をゆでたり洗ったりすると放射線量が減りますか。家庭菜園の野菜は大丈	

夫ですか.....	107
<b>9. お茶に関する Q&amp;A .....</b>	<b>108</b>
QA95 通常、水で浸出して飲用に供される茶は、どのように検査を行うのでしょうか.....	108
QA96 飲用に供する茶の具体的な検査方法を示して下さい .....	109
QA97 飲用に供する茶の試験に関し、荒茶又は製茶で検査する場合の検出限界値を教えてください .....	113
QA98 緑茶と麦茶以外の茶や、レギュラーコーヒーなど、浸出、抽出してから、飲む状態で一般食品の基準値を適用する食品について、浸出又は抽出の方法を示して下さい.....	114
<b>10. 食肉、卵、牛乳・乳製品に関する Q&amp;A.....</b>	<b>115</b>
QA99 原乳の検査は、どのような結果になっていますか.....	115
QA100 流通している牛乳について、汚染された原乳そのままでは出荷できないため、ブレンドして出荷しているとのうわさを聞きましたが本当でしょうか。ブレンドしてしまったら検査をくぐりぬけてしまうのでしょうか.....	116
QA101 牛乳の表示のどこを見ればその原産地がわかるのですか.....	117
QA102 肉や卵の検査は、どのような結果になっていますか.....	118
QA103 飼料はどのように管理されているのですか.....	119
<b>11. きのこと・山菜・野生獣に関する Q&amp;A.....</b>	<b>120</b>
QA104 乾燥きのこについて、原材料の状態とは生のきのこの状態と、乾燥した状態と、どちらを指すのでしょうか.....	120
QA105 野生きのこについて、検査はどうなっていますか.....	121
QA106 山菜について、検査はどうなっていますか.....	122
QA107 いのししなどの野生獣について、検査はどうなっていますか.....	123
<b>12. 魚に関する Q&amp;A.....</b>	<b>124</b>
QA108 生鮮水産物の原産地表示はきちんと行われているのですか.....	124
QA109 放射性セシウムで汚染された魚や家畜でも、骨や内臓を食べなければ、セシウム摂取を回避できると聞きましたが本当でしょうか.....	125

公開資料を本資料に収録するに当たり、現時点での状況や広範囲の対象者に合致させる目的から、一部の QA に関しては、質問の修文や回答の部分削除等を行っている。

# 1. 食品の放射性物質に関する安全確保全般に関する Q&A

## QA1 食べものの安全はどのように確保されているのですか

食品中の放射性物質の新たな基準値を設定し、検査を行い、基準値を超えている場合には、出荷を止めるなどの対策をとっています。こうした対策により、流通している食品を、安全に食べていただくことができます。

平成 24 年 4 月から、食品中の放射性物質について、生涯にわたり食べ続けたときに、食品から受ける放射性物質の影響が、十分小さく安全なレベルになるよう、新しい基準値を定めました。

### 放射性セシウムの新基準値 (平成24年4月から)

食品群	基準値(1kgあたり)
飲料水	10ベクレル
乳児用食品	50ベクレル
牛乳	
一般食品	100ベクレル

※放射性ストロンチウム、プルトニウム等の影響も考慮に入れて、基準値を設定

**!** 自分で栽培・採取した食べ物について

東京電力福島第一原発の周辺の地域では、ご自分で栽培・採取したものに、比較的多くの放射性物質が含まれている可能性があります。出荷制限の品目・地域などを参考にして、こうした品目のものを頻繁に食べることは避けましょう。

**検査を実施** → **結果を公表**

↓ もし、基準値を超えたら

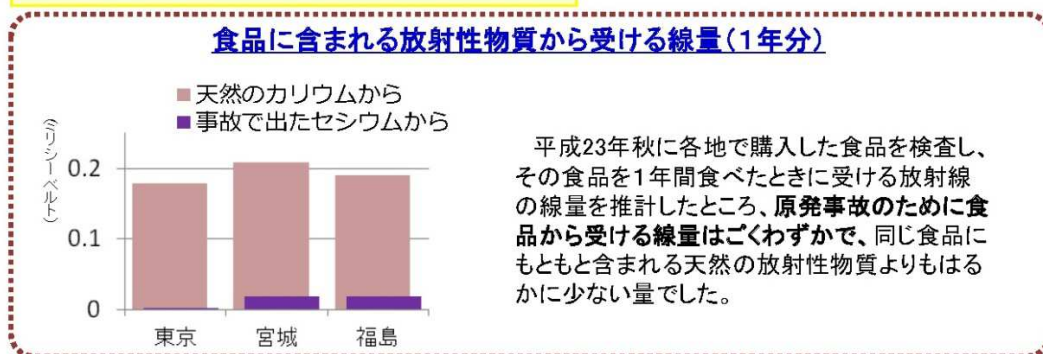
**その食品をロットごとに廃棄**

↓ 地域的な広がりがあったら

**地域・品目ごとに出荷をストップ**  
(原災法に基づく出荷制限)

↓ 著しく高い値だったら

**自家栽培などを食べるのもストップ**  
(原災法に基づく摂取制限)



基準値を超える食品が流通しないよう、国の定めたガイドラインに基づいて、地方自治体が検査を行っています。

基準値を超える食品が、地域的な広がりをもって見つかった場合には、国（原子力災害対策本部）の指示により、地域や品目ごとに出荷制限を行い、流通をストップします。また、生産現場では、安全な農林水産物を安定的に供給するため、米の作付制限区域の設定、家畜の飼養管理の徹底、除染や吸収抑制対策等を進めています。

参考：食品中の放射性物質への対応（厚生労働省）

[http://www.mhlw.go.jp/shinsai\\_jouhou/shokuhin.html](http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/shokuhin.html)

---

出典：復興庁「避難住民説明会等でよく出る放射線リスクに関する質問・回答集」より作成

出典の公開日：2012年12月25日

本資料への収録日：2013年1月16日



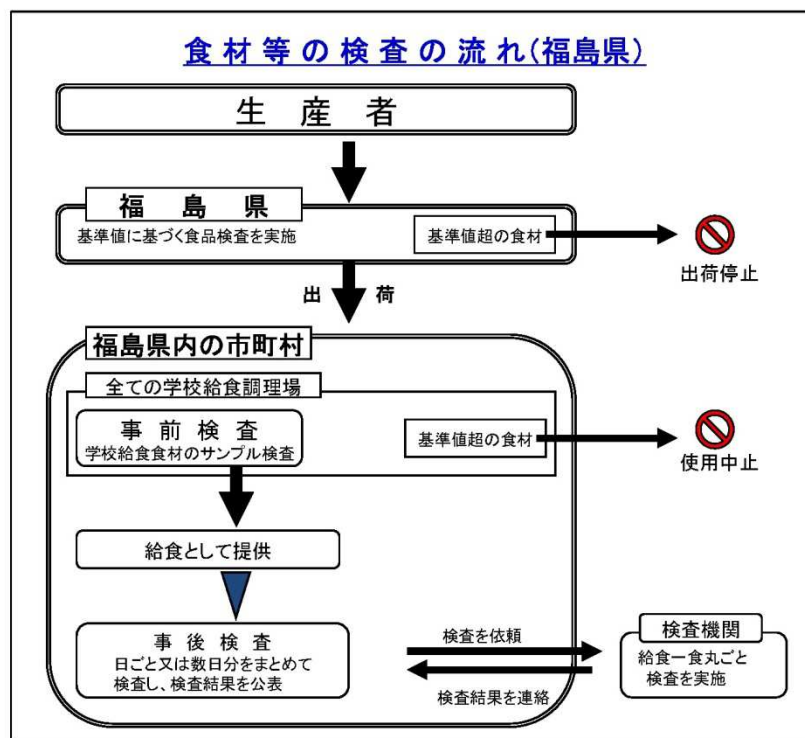
---

## QA2 学校給食の安全・安心を確保するため、どのような措置を講じているのですか

---

学校給食食材の検査機器整備支援のほか、一食全体の事後検査の事業を行っており、結果を自治体のホームページで公表します。

食品の安全については、基準値を超えるものが出回らないよう、出荷前に検査が行われていますが、学校給食の一層の安全・安心を確保するため、全調理場において放射性物質に関する事前検査ができるように検査機器の整備を支援しています。また、一食全体を事後に検査する事業も行っており、その結果は県市町村のホームページで公表します※。



※福島県教育委員会のホームページ

(<http://www.kenkou.fks.ed.jp/kyushoku/kyuushoku%20index.html>) において、事前検査及び事後検査の測定結果を公表しています。また、文部科学省のホームページでは、各都道府県で公表している学校給食の放射性物質の検査結果へのリンク先一覧を掲載しています。( <http://radioactivity.mext.go.jp/ja/list/352/list-1.html> )

---

出典：復興庁「避難住民説明会等でよく出る放射線リスクに関する質問・回答集」より作成

出典の公開日：2012年12月25日

本資料への収録日：2013年1月16日

---

**QA3 牛肉やお茶、しいたけなどで出荷制限が指示されたという報道がありました。報道されていない食品は安全なのでしょうか。鶏肉、豚肉などは検査もしていないという話を聞いたのですが、本当でしょうか**

---

牛肉やお茶、しいたけなどに限らず、鶏肉や豚肉などを含め、食品中の放射性物質に関する検査は、食品衛生法に基づく基準値を超える食品が流通しないよう、原子力災害対策本部が定めた「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方について」を踏まえ、関係都県において計画的に実施されています。

また、基準値を超える放射性物質が地域の広がりをもって検出された場合は、政府として出荷制限等を行い、こうした農畜産物が流通しないように措置しています。

なお、食品の検査結果や出荷制限等の状況は農林水産省、厚生労働省及び各県のホームページで確認できます\*1\*2。

※1：厚生労働省ホームページ「出荷制限等の品目・区域の設定」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001dd6u.html>

※2：農林水産省ホームページ「農産物に含まれる放射性セシウム濃度の検査結果（随時更新）」[http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/saigai/s\\_chosa/index.html](http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/saigai/s_chosa/index.html)

---

出典：資源エネルギー庁「放射線に関する Q&A」より作成

出典の公開日：2012年3月30日

本資料への収録日：2012年12月26日

---

**QA4 今回の福島原子力発電所の事故では、放射性物質は空中や海に出たため、地中にはほとんど影響がないと聞きました。すると、地中から栄養をとっている農作物への影響はないと思って良いのでしょうか**

---

今回の原発事故では水素爆発等によって、放射性セシウムや放射性ヨウ素などの放射性物質が大気中に放出されました。この放射性物質は雲や風によって運ばれ、雨や雪に含まれて農地を含め地表に降下しています。

放射性ヨウ素は、半減期が 8 日と短いことから、これまで降下した放射性ヨウ素が土壌に長期間そのままの量で残存することは考えられません。

一方、放射性セシウムは物理的半減期が長く、現在も土壌中に一定量が含まれていると考えられます。そこに農作物を作付ると土壌中の放射性セシウムの一部が根から農作物に吸収される可能性があります。

このため、食品の基準値を超える農産物が生産・流通されないようにするため、稲の作付制限区域の設定、除染や放射性物質の吸収抑制対策等の取組を進めているところです。また、原子力災害対策本部が定めた「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方について」を踏まえ、食品中の放射性物質の検査が関係都県において計画的に実施されており、基準値を超える放射性物質が地域の広がりをもって検出された場合は、政府として出荷制限等を行い、こうした農産物が流通しないように措置しています※

※ 厚生労働省ホームページ「食品中の放射性物質への対応」

[http://www.mhlw.go.jp/shinsai\\_jouhou/shokuhin.html](http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/shokuhin.html)

---

出典：資源エネルギー庁「放射線に関する Q&A」より作成

出典の公開日：2012 年 3 月 30 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 26 日

---

**QA5 農林水産物の安全性を確保するためにどのような取組がとられている  
のですか**

---

[http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/saigai/s\\_seisan.html](http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/saigai/s_seisan.html)

- ・米生産についての Q&A
- ・畑作物(麦・大豆・そば)生産についての Q&A
- ・野菜生産についての Q&A
- ・果樹生産についての Q&A
- ・花き生産についての Q&A
- ・お茶生産についての Q&A
- ・肉、卵、牛乳・乳製品についての Q&A
- ・きのこや山菜についての Q&A

[http://www.jfa.maff.go.jp/j/kakou/Q\\_A/index.html](http://www.jfa.maff.go.jp/j/kakou/Q_A/index.html)

- ・水産物についてのご質問と回答（放射性物質調査）

---

本資料への収録日：2013年3月31日

改訂日：2014年3月31日

## 2. 食品の放射性物質に関する規制に関する Q&A

---

### QA6 介入線量レベルを年間 1 ミリシーベルトに設定した理由を教えてください

---

新しい基準値は、食品の国際基準を策定する FAO と WHO の合同会議であるコーデックス委員会が、食品の介入免除レベル（特段の措置をとる必要がないと考えられているレベル）として年間 1 ミリシーベルトを採用したガイドラインを提示していることや、モニタリング検査の結果で、多くの食品からの検出濃度は、時間の経過とともに相当程度低下傾向にあることを踏まえ、食料供給などに影響がない範囲内で合理的に達成可能な範囲でできる限り低い水準に線量を管理する ALARA（As Low As Reasonably Achievable）の考え方にに基づき、食品中に含まれる放射性物質の介入線量レベルを年間 1 ミリシーベルトと設定しています。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日

---

**QA7 暫定規制値を厳しくしたということですが、これまでの暫定規制値の安全性についてはどのように考えているのでしょうか**

---

これまでの暫定規制値に適合している食品は、健康への影響はないと一般に評価され、安全性は確保されています。平成 23 年の 9 月と 11 月に東京都、宮城県、福島県で実際に流通している食品を調査したところ、今後の食品からの放射性セシウムによる被ばく線量（ストロンチウム等は含まない）は、年間に換算して 0.002～0.02 ミリシーベルト程度であり、年間 1 ミリシーベルトと比較しても大きく下回っています。しかし、暫定規制値は、事故後の緊急的な対応として定められたものであったことから、より一層、食品の安全と安心を確保する観点から、長期的な状況に対応する新たな放射性セシウムの基準値を定めることとしたものです。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日

---

**QA8 食品安全委員会の食品健康影響評価で、「生涯における追加の累積の実効線量でおおよそ 100 ミリシーベルト以上で放射線による健康影響」とされていることとの関係は、どのようになっているのでしょうか**

---

これまでのモニタリング検査の結果を用いて行った、新しい基準値に基づいた食品からの放射性セシウムからの被ばく線量（ストロンチウム等は含まない）の推計によると、中央値濃度若しくは 90 パーセンタイル値濃度の食品を全年齢層における国民の平均摂取量で 1 年間摂取したと仮定した場合で、それぞれ年間 0.043 ミリシーベルト、0.074 ミリシーベルトとなり、年間 1 ミリシーベルトと比較しても極めて小さなものとなっています。この値は、通常の一般生活において受ける線量を除いた生涯累積の実効線量としておおよそ 100 ミリシーベルト以上で健康影響が見いだされるとする食品安全委員会の食品健康影響評価に対しても十分に小さな値だと考えています。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日

---

**QA9 外部被ばくと内部被ばくを合計して、介入線量レベルを年間 1 ミリシーベルトにするべきではないでしょうか**

---

新しい基準値の策定においては、介入線量レベルを年間 1 ミリシーベルトと設定していますが、実際の被ばく線量はこれよりも大幅に小さくなると推計されます。具体的には、これまでのモニタリング検査の結果を用い、中央値濃度若しくは 90 パーセントイル値濃度の食品を全年齢層における国民の平均摂取量で 1 年間摂取したと仮定すると、それぞれ年間 0.043 ミリシーベルト、0.074 ミリシーベルトとなり、年間 1 ミリシーベルトと比較しても極めて小さなものとなります。このように、内部及び外部を合わせた全被ばく線量における食品からの寄与は相当低い水準にあり、放射線による健康影響への対応としては、除染を推進することにより外部被ばく線量を抑えることが重要と考えています。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日



---

## QA10 食品の汚染割合を 50%とした根拠を教えてください

---

流通食品の汚染割合について、コーデックス委員会で定められている放射性物質に関するガイドラインでは、すべての食品が汚染されていると仮定せず、代わりに占有率（汚染国からの輸入される食品の割合）という考え方が取り入れられていることから、これを採用しました。「一般食品」では、我が国の食料自給率（平成 22 年度はカロリーベースで 39%、平成 32 年度までに 50%を目標）等との関係から、流通する食品の半分が汚染されているという安全側の想定の下に、基準値を設定しています。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日

---

## QA11 放射性セシウム以外の核種の基準値は設けないのでしょうか

---

新しい基準値は、東京電力福島第一原子力発電所事故を受け、事故後の長期的な状況に対応するものであることから、比較的半減期が長く、長期的な影響を考慮する必要がある核種を対象としています。具体的には、原子力安全・保安院の評価に基づき大気中に放出されたと考えられる核種のうち、半減期が1年以上の核種すべて（セシウム 134、セシウム 137、ストロンチウム 90、プルトニウム、ルテニウム 106）としました。規制対象の核種のうち、セシウム以外の核種については測定に非常に時間がかかることから、移行経路ごとに放射性セシウムとの比率を算出し、合計して年間1ミリシーベルトを超えないように放射性セシウムの基準値を設定しています。放射性セシウムとの比率の計算は、穀類、乳製品といった食品分類ごとに行っており、放射性物質の移行に関する食品ごとの特性も考慮しています。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関するQ&Aについて（平成24年7月5日）」より作成

出典の公開日：2012年7月5日

本資料への収録日：2012年12月27日

---

**QA12   なぜ、ヨウ素やウランは規制対象に含まれていないのでしょうか**

---

放射性ヨウ素については、半減期が短く、現在は食品からの検出報告がなくなっていること、また、ウランについては、原発敷地内においても天然の存在レベルと変化がないことから、いずれも基準値は設定していません。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日

---

**QA13 海洋汚染については情報が不十分なので、放射性セシウム以外の核種も検査するべきではないでしょうか**

---

海産物については、生態等の多様性が大きく、陸域と比べて環境モニタリングデータの量も限られるため、十分に余裕を持たせた安全側の想定に立ち、海産物中における放射性セシウム以外の核種（ストロンチウム 90 など）の寄与率を 50%と仮定して基準値を計算しています。新基準値施行後においても、放射性物質汚染の実態把握を行っていくこととしており、セシウム以外の核種も測定していきます。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日

---

## QA14 なぜ、食品区分を4区分としたのでしょうか

---

食品区分の設定に当たっては、

- ・ 個人の食習慣の違い（摂取する食品の偏り）の影響を最小限にすることが可能であること、
- ・ 国民にとって分かりやすい規制となること、
- ・ 食品の国際基準を策定する FAO と WHO の合同会議であるコーデックス委員会などの国際的な考え方と整合すること

を考慮して、食品全体（一般食品）を1つの区分とすることを基本としました。

ただし、飲料水については、

- ・ すべての人が摂取し代替がきかず、その摂取量が多いこと、
- ・ WHO が飲料水中の放射性物質のガイダンスレベルを示していること、
- ・ 水道水中の放射性物質は厳格な管理が可能であること

を踏まえ、独立した区分としています。また、子どもの摂取量が特に多い牛乳及び乳児が食べる乳児用食品については、食品安全委員会が食品健康影響評価において、「小児の期間については、感受性が成人より高い可能性」を指摘していることを踏まえ、独立した区分としています。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成24年7月5日）」より作成

出典の公開日：2012年7月5日

本資料への収録日：2012年12月27日

---

## QA15 飲料水の基準値を 10 ベクレル/kg とした根拠を教えてください

---

飲料水については、

- ・ すべての人が摂取し代替がきかず、その摂取量が大きいこと、
- ・ WHO が飲料水中の放射性物質のガイダンスレベルを示していること、
- ・ 水道水中の放射性物質は厳格な管理が可能であること

を踏まえ、独立した区分としました。飲料水の基準値は、WHO のガイダンスレベルと同じ 10 ベクレル/kg を採用しています。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日

---

**QA16 一般食品の基準値を 100 ベクレル/kg とした根拠を教えてください**

---

「一般食品」の基準値を計算する際には、年齢などの違いによる影響をきめ細やかに評価するため、年齢や男女別、妊婦など 10 区分に分け、年齢区別の食品摂取量や、代謝等を考慮した線量係数を用いて、1 年間の摂取で介入線量レベルに相当することとなる食品 1kg 当たりの放射能の濃度（限度値）を算出しました。また、流通する食品の汚染割合については、コーデックス委員会が汚染地域からの食品の占有率という考え方を採用していることを踏まえ、我が国の食料自給率（平成 22 年度はカロリーベースで 39%、平成 32 年度までに 50%を目標）等との関係から、流通食品の半分が汚染されているという安全側の想定に立っています。その上で、各区分の限度値の中で最も厳しい 13～18 歳男性の 120 ベクレル/kg を安全側に切り下げた 100 ベクレル/kg を、全年齢区分の一般食品の基準値として適用することで、乳幼児をはじめ、すべての世代に配慮したものとなっています。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日

---

**QA17 牛乳及び乳児用食品の基準値を 50 ベクレル/kg とした根拠を教えてください**

---

食品安全委員会が食品健康影響評価において、「小児の期間については、感受性が成人より高い可能性」があると指摘していることを踏まえて、合理的に可能な範囲で、消費者にも分かりやすい形で明示的に小児への配慮を行う方法を検討し、乳児が食べる「乳児用食品」と子どもでの摂取量が顕著に多い「牛乳」を特別な区分に設定することとしました。この 2 つの食品区分の基準値の計算に際しては、流通する食品のほとんどが国産であるという実態を考慮して、万が一すべての食品が基準値上限の値で汚染されていたとしても影響がないよう基準値を計算しました。これにより「乳児用食品」と「牛乳」の基準値は「一般食品」の半分となる 50 ベクレル/kg に設定しています。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日



---

**QA18 限度値の計算で、年齢が低いほど限度値が高くなっているが、これは小児の放射線による影響を過小評価しているのではないのでしょうか**

---

限度値を算出する際には、年齢区分ごとの年間の食品摂取量や、体格、代謝が考慮された線量係数を用いて計算しています。その結果、1歳未満（男女平均）で460ベクレル/kgである一方、最も小さくなるのは13～18歳男性の120ベクレル/kgであり、これを安全側に切り下げた100ベクレル/kgを全年齢区分の一般食品の基準値として適用することで、乳幼児をはじめ、すべての世代に配慮したものとなっています。年齢が小さくなるほど限度値が大きくなる傾向があるのは、食品中の主たる存在核種が放射性セシウムとなる現状において、年齢区分ごとの線量係数の差よりも、食品摂取量の差の方が限度値の計算に大きく寄与しているためです。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関するQ&Aについて（平成24年7月5日）」より作成

出典の公開日：2012年7月5日

本資料への収録日：2012年12月27日

---

**QA19 新しい基準値で学校給食等の安全は確保されているのでしょうか**

---

小中学生などについては、給食も含めた朝昼夕の 3 食分の摂取量を考慮して基準値を計算しているため、給食についても基準値に適合していれば安全性は確保され则认为ています。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日

---

**QA20 一般食品を使って離乳食を手作りした場合、その材料は 100 ベクレル/kg が基準値となりますが、手作りの離乳食よりも市販のベビーフードの方が安全ということでしょうか**

---

一般食品の基準値を計算する際には、乳児を含めて、年齢や男女別、妊婦など 10 区分に分け、各区分別の食品摂取量や、代謝等が考慮された線量係数を用い、一般食品の 50% が汚染されていると仮定して計算しています。その上で、各区分の中で最も厳しい値（13～18 歳男性の 120 ベクレル/kg）を安全側に切り下げた 100 ベクレル/kg を、全区分の基準値として適用しています。このように、乳幼児をはじめ、すべての世代に配慮したものとなっているので、仮に乳児が一般食品を食べ続けた場合も、その安全性は確保されています。

乳児用食品の基準値については、乳児だけが食べる食品について、特に配慮し設定したのですが、前述のとおり一般食品の基準値でも乳児への安全性は十分確保されています。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日

---

## QA21 暫定規制値はどのような取扱いになるのでしょうか

---

今後、食品中の放射性物質については、食品衛生法第 11 条に基づく新しい基準値が適用されます。なお、暫定規制値の取扱いについては、現在、原子力安全委員会で有事の際における防災指針の見直しが行われており、これらを踏まえ検討することとしています。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日

---

**QA22 輸入食品の監視指導における暫定限度である 370 ベクレル/kg ほどのような扱いになるのでしょうか**

---

今回の新しい基準値や測定方法は輸入食品にも適用されますので、チェルノブイリ原子力発電所事故後に設定された暫定限度は廃止されます。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日

---

## QA23 米、牛肉、大豆について経過措置を設ける理由を教えてください

---

モニタリング検査やばく露推計等の結果からは、現在の暫定規制値に適合する食品については、安全性は確保されていると考えられることから、新しい基準値への移行に際しては、市場（流通）に混乱が起きないように、準備期間が必要と考えられます。そのため、特定の食品（米、牛肉、大豆）については、一定の範囲で経過措置期間を設定しています。経過措置の対象食品の選定に当たっては、それらを原料として製造・加工が行える期限を含めて流通や消費の実態について農林水産省と協議を行い、必要最小限の食品及び期間に限定しています。この結果、米と大豆は、1年1作の農作物であり、収穫後、一定期間をかけて流通し、消費されるという特性を有しており、暫定規制値を前提に生産・検査が行われた平成23年産が広く流通していることから、平成24年産の流通が開始されるまでの期間を踏まえ、それぞれ6か月と9か月の経過措置を置くこととしました。また、牛肉については、冷凍牛肉の賞味期限は約2年間あり、4月1日以前にと畜された牛肉の在庫の残存率が十分に低くなるには6か月を要すること、また、牛へ給餌する飼料を新基準値に対応したものに切り替え飼育したとしても、生物学的半減期から新基準値(100ベクレル/kg)を下回るためには6か月を要する可能性があることを踏まえ、6か月の経過措置を置くこととしました。新基準値への円滑な移行のためにも、暫定規制値に適合している食品の安全性に加え、これらの食品が経過措置の対象となった理由とその安全性について、消費者及び生産者の双方に対して引き続き丁寧に説明、周知を行っていきます。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関するQ&Aについて（平成24年7月5日）」より作成

出典の公開日：2012年7月5日

本資料への収録日：2012年12月27日

---

**QA24 基準値が厳しくなって、政府による検査計画の考え方も改正されるのでしょうか**

---

平成 24 年 4 月からの新たな基準値の施行を踏まえ、過去の検査結果等も勘案し、原子力災害対策本部が定めた「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」を改正するとともに、必要に応じて見直しを行ってきました。今後も引き続き、最新の状況に応じた検査が実施されるよう対応することとしています。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より一部修正

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日

---

## QA25 食品中の放射性物質の基準値はどのように決められたのですか

---

我が国の食品安全委員会は、食品健康影響評価の結果として、内部被ばくによる影響の可能性が見出されているのは、生涯における追加※の累積の実効線量がおおよそ 100 mSv（ミリシーベルト）以上としています。

さらに、100 mSv（ミリシーベルト）未満の健康影響については、他の要因の様々な影響と明確に区分できない可能性があること等から、健康影響について言及することは困難であると結論付けています。

これを踏まえて、現行の基準値は、食品から受ける放射線量が年間 1mSv（ミリシーベルト）を超えないようにとの考えの下に設定されています。

※ 自然放射線（我が国では 1.5 mSv（ミリシーベルト）/年）や医療被ばくなどの通常の一般生活において受ける放射線量を除いた分。

この値は、国際的な食品の規格を定めているコーデックス委員会（世界保健機関（WHO）と国連食糧農業機関（FAO）の合同機関）が、国際放射線防護委員会（ICRP）の見解を踏まえて定めている、これ以上放射線防護対策を講じる必要がないとされる値です。

---

出典：消費者庁「食品と放射能 Q&A」より作成

出典の公開日：2013年9月2日

本資料への収録日：2014年3月31日

改訂日：2014年3月31日



**QA26 食品や飲料水に含まれる放射性物質に関する規制はどのようなものですか。加工した食品はどのように扱われるのですか**

平成 23 年 3 月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故を受け、厚生労働省は同年 3 月 17 日、食品の安全性を確保するための緊急時の対応として、当時の原子力安全委員会が定めていた「原子力災害時における飲食物摂取制限に関する指標」を食品衛生法上の暫定規制値として決めました。

その後、食品安全基本法の定める手続の下、食品安全委員会における食品健康影響評価をはじめ、厚生労働省、文部科学省及び消費者庁の審議・協議等を経て、食品衛生法に基づく放射性物質の基準値が定められ、平成 24 年 4 月 1 日から施行されています。

放射性セシウムの暫定規制値		放射性セシウムの基準値	
食品群	暫定規制値 (Bq/kg)	食品群	基準値 (Bq/kg)
飲料水	200	飲料水	10
牛乳・乳製品		牛乳	50
野菜類	500	一般食品	100
穀類		乳児用食品	50
肉・卵・魚 その他			

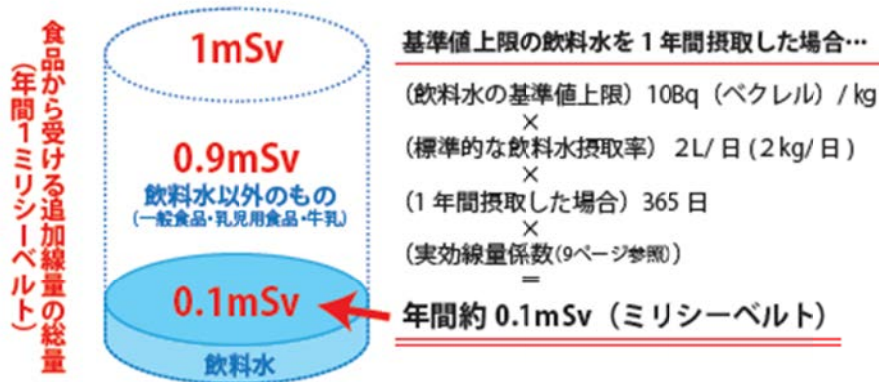
この基準値は、食品から追加的に受ける放射線量の総量が年間 1 mSv (ミリシーベルト) を超えないようにとの考えの下に設定されています (詳しくはQA 2 5 食品中の放射性物質の基準値はどのように決められたのですか。を参照)。

まず、飲料水は、全ての人が毎日摂取するもので代替ができず、その摂取量も大きく、WHO (世界保健機関) が飲料水中の放射性物質のガイダンスレベルを示していることから、これと同じ値である 10Bq (ベクレル) /kg としました。

この飲料水の基準値に、標準的な WHO の飲料水摂取率 (2 リットル/日) を勘案すると、飲料水から追加的に受ける放射線量は年間約 0.1 mSv (ミリシーベルト) と計算されます。

このため、食品から追加的に受ける放射線量の総量を年間 1 mSv (ミリシーベルト) を

超えないようにするためには、飲料水以外の食品から追加的に受ける年間の放射線量が約 0.9 mSv（ミリシーベルト）を超えないようにしなくてはなりません。



飲料水以外のものについては、「一般食品」「乳児用食品」「牛乳」に分けています。加工食品も含む一つの区分として「一般食品」としたのは、

- ① 個人の食習慣の違い（ご飯好き、パン好き、肉好き、野菜好き等）の影響を最小限にすること
- ② 消費者にとって分かり易いこと
- ③ 食品の国際基準を策定するコーデックス委員会等の国際的な考え方と整合することを考慮したためです。

年齢区分別の食品の摂取量と放射性物質の健康に与える影響を考慮し、年齢区分・男女別の限度値（仮に食品の 50%※がそのレベルの放射性物質を含んでいて、それを食べ続けても追加的に受ける年間の放射線量が約 0.9 mSv（ミリシーベルト）を超えない値）を割り出すと以下の表のようになります。その中で最も厳しい限度値から、一般食品の「基準値 100Bq（ベクレル）/kg」を決定しました。これにより、どの年齢の人も考慮された基準となっています。

※ 我が国の食料自給率などを考慮し、流通する食品の 50%が汚染されている想定としています。

年齢区別の摂取量と放射性物質の健康に与える影響を考慮し限度値を算出

年齢区分	摂取量	限度値 (Bq/kg)
1歳未満	男女平均	460
1歳～6歳	男	310
	女	320
7歳～12歳	男	190
	女	210
13歳～18歳	男	120
	女	150
19歳以上	男	130
	女	160
妊婦	女	160



※ 年齢が小さくなるほど限度値が大きくなる傾向があるのは、食品中の主たる存在核種が放射性セシウムとなる現状において、年齢区分ごとの線量係数の差よりも、食品摂取量の差の方が限度値の計算に大きく寄与しているためです。

さらに、1歳未満の乳児が食べる「乳児用食品」と子どもの摂取量が極端に多い「牛乳」は、食品安全委員会が行った食品健康影響評価において、「小児への配慮」が求められていることから、合理的に可能な範囲で消費者にも分かり易い形ではっきり示すためにそれぞれ特別に設定しています。これらの2区分は、流通品のほとんどが国産であるという実態から、一般食品の基準値の半分である 50Bq (ベクレル) /kg としています。

このように安全な基準値を設定するために様々な前提条件を考慮しましたが、基準値上限の放射性物質を含む食品を食べ続けるというような状況は現実的ではありませんので、実際には、食品から追加的に受ける放射線量はずっと小さい値となっています。

なお、乾燥きのこ類など、原材料を乾燥させ、水戻しを行ってから食べる食品については、原材料である生の状態と、乾燥品から水戻しして食べる状態で、一般食品の基準値 100Bq (ベクレル) /kg を適用します。

のり、煮干し、するめ、干しぶどうなど原材料を乾燥させ、そのまま食べる食品は、原材料の状態と製造、加工された状態（乾燥した状態）それぞれで一般食品の基準値 100Bq (ベクレル) /kg を適用します。

一般的なお茶は、飲む状態で飲料水の基準値 10Bq (ベクレル) /kg を適用します（ただし、紅茶、ウーロン茶などの発酵させて作ったお茶は、茶の状態一般食品の基準値 100Bq (ベクレル) /kg を適用します）。抹茶や、茶葉をそのまま粉砕した粉末茶については、粉末の状態一般食品の基準を適用します。

---

出典：消費者庁「食品と放射能 Q&A」より作成

出典の公開日：2013年9月2日

本資料への収録日：2014年3月31日

改訂日：2014年3月31日

---

## QA27 「乳児用食品」をどのように見分ければいいのですか

---

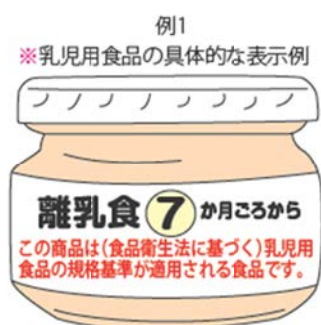
食品衛生法に基づく食品中の放射性物質の基準値では、乳児用食品（乳児（1歳未満）の飲食に供することを目的として販売するもの。）に一般食品より低い基準値（乳児用食品：50Bq(ベクレル)/kg、一般食品：100Bq(ベクレル)/kg）が適用されています。

しかしながら、当該乳児用食品については、商品によっては、外見上、消費者が乳児用食品の規格基準が適用される商品であるか否かを必ずしも判別することができない場合が想定されます。このことから、消費者が食品を購入する際にその食品が乳児用食品又は一般食品のいずれの基準値が適用される食品であるかを判別した上で商品選択ができるよう、厚生労働省の規格基準を踏まえて、消費者庁が乳児用食品に係る表示基準を策定しました。

具体的には、

- ① 乳児用食品の規格基準が適用される食品に、その旨を表示することとしました。（→「乳児用規格適用」や「この商品は（食品衛生法に基づく）乳児用食品の規格基準が適用される食品です」等も可）。（例1の図参照）
- ② 乳児用食品の規格基準が適用される食品が容易に判別できるものにあつては、乳児用規格適用食品である旨の表示を省略することができることとしました。（→この省略規定の対象食品は、いわゆる「粉ミルク」のみです）。（例2の図参照）
- ③ 乳児用食品の規格基準が適用されない食品には、乳児用規格適用食品

である旨の表示又はこれと紛らわしい表示をしてはならないこととしました。



乳児用食品に係る表示基準は、平成24年8月1日から実施しました。ただし、平成25年12月31日までに製造され、加工され、又は輸入される、乳児用食品の規格基準が適用される食品については、経過措置として、従前の表示のままで販売することができるものとされています。

なお、紛らわしい表示の禁止については、平成 25 年 1 月 1 日から実施しました。

---

出典：消費者庁「食品と放射能 Q&A」より作成

出典の公開日：2013 年 9 月 2 日

本資料への収録日：2014 年 3 月 31 日

改訂日：2014 年 3 月 31 日

---

## QA28 農産物はきちんとモニタリング検査が行われているのですか

---

食品中の放射性物質に関する検査は、原子力災害対策本部（本部長：内閣総理大臣）が定めた「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方（平成 25 年 3 月 19 日改正）」を踏まえ、厚生労働省が示した「地方自治体の検査計画」に基づき、各都道府県で実施されています。

各都道府県で実施された食品中の放射性物質の検査結果は、厚生労働省が集約し公表しています。

---

出典：消費者庁「食品と放射能 Q&A」より作成

出典の公開日：2013 年 9 月 2 日

本資料への収録日：2014 年 3 月 31 日

改訂日：2014 年 3 月 31 日

---

## QA29 食品の出荷制限と摂取制限の仕組みは

---

「出荷制限」は、食品衛生法に基づく基準値を超える食品が地域的な広がりをもって見つかった場合に、放射性物質を含む食品の摂取による内部被ばくを防止するため行われます。原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から関係知事あてに指示します。この指示に基づき、関係知事は、出荷を差し控えるよう関係事業者などに要請します。

「摂取制限」は、著しく高濃度の放射性物質が検出された場合などに、「出荷制限」に加え、農作物の所有者が自己判断で食べることも差し控えることを要請するよう、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から関係知事あてに指示するものです。したがって、生産者が自ら栽培した農産物や家庭菜園で栽培された農産物を食べることも差し控える必要があります。

基準値を超えた農産物について、国が出荷制限する前などに、農協や県の独自の判断により出荷が自粛されることがあります。これらの情報は県のホームページにおいて公表されています。

---

出典：消費者庁「食品と放射能 Q&A」より作成

出典の公開日：2013年9月2日

本資料への収録日：2014年3月31日

改訂日：2014年3月31日

---

**QA30 出荷制限の値が公表されていますが、出荷制限より1ベクレルでも低ければ安全だというのはおかしいと思うのですが、どうなのでしょう。たった1ベクレルで安全か危険かが決まるのならば、検査体制はもっとしっかりして欲しいと思います**

---

食品中の放射性物質の検査において、厚生労働省が設定した基準値を超えた食品は、出荷制限措置などの対応が取られます<sup>※1</sup>。この基準値は、仮にその食品に放射性物質が含まれていたとして、1年間、毎日摂り続けても、健康に影響が及ばない水準になるよう決められたものであり、その食品が基準値を1ベクレル超えたとしても、安全性が失われるような数値ではありません。

また、今回の事故とは関係なく、私たちの生活環境にある食品には放射性カリウムや放射性炭素等の自然由来の放射性物質が含まれていて、その結果、私たちは大人でも子供でも体重1kg当たり約100ベクレルの放射能をもっています。

平成23年9月、11月に国立医薬品食品衛生研究所が調査、厚生労働省が発表した「食品からの放射性物質の一日摂取量の推定について」によると、東京都で1日に体内に入る放射性物質の推定量は放射性セシウムが0.45ベクレルに対し、自然由来の放射性カリウムは78.92ベクレルとされています<sup>※2</sup>。

※1：食品の検査結果、出荷状況

厚生労働省ホームページ「出荷制限等の品目・区域の設定」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001dd6u.html>

農林水産省ホームページ「農産物に含まれる放射性セシウム濃度の検査結果」

[http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/saigai/s\\_chosa/index.html](http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/saigai/s_chosa/index.html)

福島県ホームページ「原子力発電所事故による農産物被害等関連情報」

[http://wwwcms.pref.fukushima.jp/pcp\\_portal/PortalServlet?DISPLAY\\_ID=DIRECT&N\\_EXT\\_DISPLAY\\_ID=U000004&CONTENTS\\_ID=23691](http://wwwcms.pref.fukushima.jp/pcp_portal/PortalServlet?DISPLAY_ID=DIRECT&N_EXT_DISPLAY_ID=U000004&CONTENTS_ID=23691)

※2：厚生労働省ホームページ「食品からの放射性物質の一日摂取量の推定について」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001yw1j-att/2r9852000001ywe9.pdf>

---

出典：資源エネルギー庁「放射線に関するQ&A」より作成

出典の公開日：2012年3月30日

本資料への収録日：2012年12月26日



---

### QA31 新しい基準値は、今後、見直しが予定されているのでしょうか

---

新しい基準値は、東京電力福島第一原子力発電所の事故を受けた平成 24 年 4 月以降の長期的な状況に対応するものであり、現在の状況に大きな変化がなければ、見直しの予定はありません。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日

### 3. 食品区分や検査に関する Q&A

---

#### QA32 製造、加工後、飲む状態で飲料水の基準値を適用する茶の範囲を教えてください

---

飲料水の区分に含まれる茶については、特に摂取量が多く水との代替関係が強い緑茶が該当します。緑茶は、せん茶と、これに類するものとして玉露、ほうじ茶、玄米茶など、チャノキを原料とし、茶葉を発酵させていないものを指します。

緑茶を原料の一部に含むブレンド茶については、消費者から緑茶と同類の商品と認識されているものを含むため、茶に該当し、飲料水の基準が適用されます。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日

---

**QA33 玄米茶は、飲む状態で飲料水の基準値が適用されますか**

---

飲料水の区分に含まれる茶については、特に摂取量が多く水との代替関係が強い緑茶が該当します。緑茶は、せん茶と、これに類するものとして玉露、ほうじ茶、玄米茶など、チャノキを原料とし、茶葉を発酵させていないものを指します。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日

---

**QA34 紅茶やウーロン茶は、飲む状態で飲料水の基準値が適用されますか**

---

飲料水の区分に含まれる茶については、特に摂取量が多く水との代替関係が強い緑茶が該当します。緑茶は、せん茶と、これに類するものとして玉露、ほうじ茶、玄米茶など、チャノキを原料とし、茶葉を発酵させていないものを指します。一方、茶葉等から浸出又は抽出して飲まれる飲料であっても、緑茶と麦茶以外の、紅茶、ウーロン茶、ハーブティ、杜仲茶、ドクダミ茶、レギュラーコーヒーなどについては、摂取量に個人差があると考えられますが、平均的には摂取量が多くはなく、水との代替関係が特段に強いとは言いきれないため、飲料水の区分には該当せず、飲む状態で一般食品の基準が適用されます。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日

---

**QA35 麦茶やドクダミ茶など、チャノキを原料としないが、「茶」と名前のつく飲料は、飲む状態で飲料水の基準値が適用されますか**

---

飲料水の区分に含まれる茶については、特に摂取量が多く水との代替関係が強い緑茶が該当します。緑茶は、せん茶と、これに類するものとして玉露、ほうじ茶、玄米茶など、チャノキを原料とし、茶葉を発酵させていないものを指します。

摂取量が多い飲料として麦茶がありますが、麦茶は原料である大麦の状態では一般食品の基準 100 ベクレル/kg が適用されます。よって、実際に飲む状態の麦茶は、飲料水の基準である 10 ベクレル/kg を下回ることになります。

一方、茶葉等から浸出又は抽出して飲まれる飲料であっても、緑茶と麦茶以外の、紅茶、ウーロン茶、ハーブティ、杜仲茶、ドクダミ茶、レギュラーコーヒーなどについては、摂取量に個人差があると考えられますが、平均的には摂取量が多くはなく、水との代替関係が特段に強いとは言いきれないため、飲料水の区分には該当せず、飲む状態で一般食品の基準が適用されます。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日

---

**QA36    チャノキを原料の一部に含むブレンド茶は、飲む状態で飲料水の基準値が適用されますか**

---

緑茶を原料の一部に含むブレンド茶については、消費者から緑茶と同類の商品と認識されているものを含むため、茶に該当し、飲料水の基準が適用されます。また、緑茶等に砂糖、抹茶、香料、ビタミンC等を加えたものも、同様に茶に該当します。ただし、ミルクを加えたものなどで、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の乳飲料に該当するものは牛乳の区分に該当します。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日

---

**QA37 抹茶や、茶葉をそのまま粉砕した粉末茶を湯に溶かして飲用する場合は、飲む状態で飲料水の基準値が適用されますか**

---

抹茶や、茶葉をそのまま粉砕した粉末茶については、茶葉から浸出された茶ではなく、茶葉そのものを摂取すること、また、アイスクリーム等の食品の原料として使用される場合も多いことから、粉末の状態で一般食品の基準を適用します。

緑茶を原料の一部に含むブレンド茶については、消費者から緑茶と同類の商品と認識されているものを含むため、茶に該当し、飲料水の基準が適用されます。また、緑茶等に砂糖、抹茶、香料、ビタミンC等を加えたものも、同様に茶に該当します。

また、抹茶を原料に含むペットボトル飲料などのうち、緑茶の浸出液を原料に含まないものについては、飲料水の区分に該当しません。抹茶や、茶葉をそのまま粉砕した粉末茶については、茶葉から浸出された茶ではなく、茶葉そのものを摂取すること、また、アイスクリーム等の食品の原料として使用される場合も多いことから、粉末の状態で一般食品の基準を適用します。

緑茶を原料の一部に含むブレンド茶については、消費者から緑茶と同類の商品と認識されているものを含むため、茶に該当し、飲料水の基準が適用されます。また、緑茶等に砂糖、抹茶、香料、ビタミンC等を加えたものも、同様に茶に該当します。

また、抹茶を原料に含むペットボトル飲料などのうち、緑茶の浸出液を原料に含まないものについては、飲料水の区分に該当しません。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日

---

**QA38 抹茶を加えたせん茶は、飲む状態で飲料水の基準値が適用されますか**

---

緑茶を原料の一部に含むブレンド茶については、消費者から緑茶と同類の商品と認識されているものを含むため、茶に該当し、飲料水の基準が適用されます。また、緑茶等に砂糖、抹茶、香料、ビタミンC等を加えたものも、同様に茶に該当します。

また、抹茶を原料に含むペットボトル飲料などのうち、緑茶の浸出液を原料に含まないものについては、飲料水の区分に該当しません。

一方、抹茶を原料に含むペットボトル飲料などのうち、緑茶の浸出液を原料に含まないものについては、飲料水の区分に該当しません。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日



---

**QA39      ミルクを加えた茶飲料は、飲料水の基準が適用されますか**

---

緑茶を原料の一部に含むブレンド茶については、消費者から緑茶と同類の商品と認識されているものを含むため、茶に該当し、飲料水の基準が適用されます。また、緑茶等に砂糖、抹茶、香料、ビタミンC等を加えたものも、同様に茶に該当します。ただし、ミルクを加えたものなどで、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の乳飲料に該当するものは牛乳の区分に該当します。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日

---

**QA40 麦茶も摂取量が多いのですが、ペットボトル入りの麦茶には、飲料水の基準値が適用されますか**

---

麦茶は原料である大麦の状態では一般食品の基準 100 ベクレル/kg が適用されます。よって、実際に飲む状態の麦茶は、飲料水の基準である 10 ベクレル/kg を下回るようになります。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日

---

**QA41 茶と同様に飲用されていると思われるコーヒーは、飲む状態で飲料水の基準値が適用されますか**

---

茶葉等から浸出又は抽出して飲まれる飲料であっても、緑茶と麦茶以外の、紅茶、ウーロン茶、ハーブティ、杜仲茶、ドクダミ茶、レギュラーコーヒーなどについては、摂取量に個人差があると考えられますが、平均的には摂取量が多くはなく、水との代替関係が特段に強いとは言いきれないため、飲料水の区分には該当せず、飲む状態で一般食品の基準が適用されます。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日

---

**QA42 粉末飲料等の、希釈して飲まれる飲料は、飲む状態で飲料水の基準値が適用されますか**

---

粉末ジュース、インスタントコーヒーなどの粉末清涼飲料や、青汁などの粉末飲料は、飲用茶のように茶葉から浸出された茶ではなく、溶解又は希釈された粉末自体を摂取することになり、また、多様な製品が流通し、使用方法も様々であることから、原則として、製品状態で一般食品の基準が適用されます。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日

---

**QA43 原材料の状態と食べる状態（水戻しを行った状態）で一般食品の基準値を適用する、乾燥食品の範囲を示してください**

---

加工食品品質表示基準（平成 12 年農林水産省告示第 513 号）第 2 条に規定する乾燥きのこ類及び乾燥野菜並びに乾燥させた海藻類及び乾燥させた魚介類等としており、具体的な食品としては、乾燥きのこ類は、日本標準商品分類（以下「商品分類」という。）に示された乾燥きのこ類のうち、しいたけ、きくらげなど、乾燥野菜は、商品分類に示された乾燥野菜のうち、フレーク及びパウダーを除くものとし、かんぴょう、割り干しだいこん、切り干しだいこん、ぜんまい、わらび、いもがらなど、乾燥させた海藻類は、商品分類に示された加工海藻類のうち、こんぶ、干わかめ類、干ひじき、干あらめ、寒天などが、乾燥させた魚介類は、商品分類に示された素干魚介類のうち、本干みがきにしん、棒たら、さめひれなど、煮干魚介類のうち、干あわび、干なまこなどが、それぞれ該当します。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日

---

**QA44 乾しいたけはだし汁も調理に使用しますが、水戻しを行った状態で基準値を適用する際に、だし汁はどのように考えればよいでしょうか**

---

乾しいたけについては、粉碎後のサンプルに、日本食品標準成分表等の水戻しによる水分含量の公表データ（重量変化率）を参考として、必要な水分をあらかじめ添加して検査を行うことを原則としています。この方法では、だし汁に溶出する分も含めて検査をしていることと同義となります。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日

---

**QA45 濃縮スープ、濃縮たれ、濃縮つゆ、などの濃縮食品は、実際に飲食される状態に希釈して、一般食品の基準値が適用されるのでしょうか**

---

濃縮スープ、濃縮たれ、濃縮つゆなどの濃縮食品や、フリーズドライ食品、粉末スープ、即席みそ汁などの乾燥食品については、多様な製品が流通し、使用方法も様々であることから、原則として、製品状態で一般食品の基準が適用されます。

濃縮果汁のうち、運送用等の目的でのみ流通し、消費者など不特定の方に販売されるまでには、工場等で必ず希釈された状態に再加工されることが確実なものなどについては、濃縮された状態で飲食に供される可能性はないため、原則として、濃縮率に基づいて果汁の状態に希釈した状態に基準値が適用となります。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日

---

**QA46 濃縮果汁は、実際に飲食される状態に希釈して、一般食品の基準値が適用されるのでしょうか**

---

濃縮スープ、濃縮たれ、濃縮つゆなどの濃縮食品や、フリーズドライ食品、粉末スープ、即席みそ汁などの乾燥食品については、多様な製品が流通し、使用方法も様々であることから、原則として、製品状態で一般食品の基準が適用されます。

濃縮果汁のうち、運送用等の目的でのみ流通し、消費者など不特定の方に販売されるまでには、工場等で必ず希釈された状態に再加工されることが確実なものなどについては、濃縮された状態で飲食に供される可能性はないため、原則として、濃縮率に基づいて果汁の状態に希釈した状態に基準値が適用となります。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日



---

**QA47    フリーズドライ食品については、原材料の状態と食べる状態（湯戻しを行った状態）で一般食品の基準値を適用するのでしょうか**

---

濃縮スープ、濃縮たれ、濃縮つゆなどの濃縮食品や、フリーズドライ食品、粉末スープ、即席みそ汁などの乾燥食品については、多様な製品が流通し、使用方法も様々であることから、原則として、製品状態で一般食品の基準が適用されます。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日

---

**QA48 粉末スープ、即席みそ汁等の乾燥食品は、実際に飲食される状態に希釈して、一般食品の基準値が適用されるのでしょうか**

---

濃縮スープ、濃縮たれ、濃縮つゆなどの濃縮食品や、フリーズドライ食品、粉末スープ、即席みそ汁などの乾燥食品については、多様な製品が流通し、使用方法も様々であることから、原則として、製品状態で一般食品の基準が適用されます。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日

---

**QA49 乾燥食品について、水戻しの重量変化率や水戻し方法は、合理的な根拠があれば企業が独自に決めてもよいでしょうか**

---

水戻しを行った状態で基準値を適用する乾燥食品の重量変化率については、日本食品標準成分表等の水戻しによる水分含量の公表データ（重量変化率）を参考とすることとしています。平成 24 年 3 月 15 日付食安基発 0315 第 7 号「食品中の放射性物質の試験法の取扱いについて」でお示ししているのです、これを御参照ください。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日

---

## QA50 食品工場における製造用水は、飲料水の基準値が適用されますか

---

食品取扱い施設で使用する水に対しては、食品衛生法上の放射性物質の基準値は設定されていませんが、最終製品である食品については、それぞれの食品区分ごとに基準値が適用されます。また、水道水については、水道法に規定する衛生上必要な措置等に関する水道水中の放射性物質の目標として、食品衛生法上の飲料水の基準と同様に、放射性セシウムについて 10 ベクレル/kg と設定されていますので、これを踏まえ、食品取扱い施設で使用する水についても、適切な管理をお願いします。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日

---

**QA51    アイスクリームに使用する原料水は、飲料水のように大量に摂取されるものではありませんが、飲料水の基準値が適用されますか**

---

食品取扱い施設で使用する水に対しては、食品衛生法上の放射性物質の基準値は設定されていませんが、最終製品である食品については、それぞれの食品区分ごとに基準値が適用されます。また、水道水については、水道法に規定する衛生上必要な措置等に関する水道水中の放射性物質の目標として、食品衛生法上の飲料水の基準と同様に、放射性セシウムについて 10 ベクレル/kg と設定されていますので、これを踏まえ、食品取扱い施設で使用する水についても、適切な管理をお願いします。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日

---

## QA52 乳児用食品の対象となる乳児の範囲を教えてください

---

食品衛生法の法令上「乳児」について具体的な規定はありませんが、児童福祉法（昭和22年法律第164号）等の他法令では「1歳未満」である旨が規定されています。したがって、今回、食品衛生法に基づく規格基準や表示基準において規定された「乳児用食品」の対象となる「乳児」の年齢については、児童福祉法等に準じて「1歳未満」をその対象となる年齢としています。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成24年7月5日）」より作成

出典の公開日：2012年7月5日

本資料への収録日：2012年12月27日

---

**QA53 乳児用食品の「乳児の飲食に供することを目的として販売する食品」とは何か、定義と範囲を明確にしてください**

---

乳児用食品には、一般消費者がその表示内容等により乳児（1歳未満）向けの食品であると認識する可能性が高いもので、以下のような食品が該当します。

- ① 健康増進法第26条第1項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの
  - ・ 乳児用調整粉乳
- ② 乳児（1歳未満）の飲食に供することを目的として販売するもの
  - ・ 乳幼児を対象とした調整粉乳（フォローアップミルク等の粉ミルクを含む）
  - ・ 乳幼児用食品（おやつ等）
  - ・ ベビーフード
  - ・ 乳幼児向け飲料（ただし、ミネラルウォーター類や飲用茶に該当する飲料は飲料水の基準を適用）
  - ・ その他（服薬補助ゼリー、栄養食品等）

なお、消費者庁において、乳児用食品の表示基準が設定されています。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成24年7月5日）」より作成

出典の公開日：2012年7月5日

本資料への収録日：2012年12月27日

---

**QA54 乳児（1歳未満）向けの食品であるかどうか、どのような観点で判断していくのですか**

---

一般消費者がその表示内容等により乳児（1歳未満）向けの食品であると認識する可能性が高いものが対象となりますが、その判断に当たっては、製品パッケージの表示や広告媒体（インターネットを含む。）における標榜内容のほか、当該製品の意匠や仕様、そのパッケージ等の意匠、製品に添付されている説明書上の記載や店頭での掲示、取扱い店舗やその陳列場所等の販売形態などを、客観的、総合的にとらえて考慮されるべきものと考えます。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成24年7月5日）」より作成

出典の公開日：2012年7月5日

本資料への収録日：2012年12月27日



---

**QA55 食品の製品パッケージに、例えば「対象年齢：1歳以上」等、乳児（1歳未満）向けではない旨を記載している食品は、今回の乳児用食品の対象食品に含まれないものとして扱ってよいですか**

---

基本的には、対象年齢の表示等で乳児（1歳未満）向けではない旨が製品パッケージに明瞭に表示されているものは、今回の乳児用食品の対象範囲に含まれないものとして扱って差し支えありません。

ただし、その販売形態等、乳児（1歳未満）向けの食品と明らかに認識される態様であるにもかかわらず、乳児用食品に係る規制を回避しようとする場合には、この限りではありません。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日

---

**QA56 食品の製品パッケージに、例えば「対象年齢：7 か月頃から」や「対象年齢：9 か月頃から3 歳頃まで」と表示している食品は、乳児用食品に含まれますか。また、「対象年齢：12 か月頃から」や「対象年齢：1 歳頃から」と表示している食品は、乳児用食品に含まれますか**

---

子ども向けの食品の中には、乳児（1 歳未満）に限定せず乳幼児までを対象とした食品がありますが、表示内容等により明らかに乳児も対象にしている場合は、乳児用食品に係る規制の対象となります。

お尋ねのように「対象年齢：7 か月頃から」や「対象年齢：9 か月頃から3 歳頃まで」と製品パッケージに表示されている食品は、乳児（1 歳未満）も喫食するように製品設計・製造等されていることが示されており、乳児用食品に係る規制の対象となります。

また、「対象年齢：12 か月頃から」や「対象年齢：1 歳頃から」と製品パッケージに表示されている食品については、原則として、一般食品に該当します。

なお、消費者庁において、乳児用食品の表示基準が設定されています。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日

---

**QA57 特別なターゲット表示はないが、消化吸収が良いことから乳児にも好適である旨の表示をしている食品は、乳児用食品に該当しますか。また、その表示を削除すれば、乳児用食品に該当しなくなると解してよいでしょうか**

---

御指摘のとおり、乳児にも好適である旨の表示がある場合は乳児用食品に該当します。一方で、そのような表示が削除され、乳児（1歳未満）向けの食品と明らかに認識される態様ではない食品については、乳児用食品には該当しません。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日

---

**QA58 乳児用食品の範囲の説明の中で、「乳幼児を対象とした調製粉乳」、「乳幼児用食品」、「乳幼児向け飲料」との記載がありますが、乳児と乳幼児の定義の違いはあるのでしょうか**

---

乳児は児童福祉法等に準じて「1歳未満」をその対象としています。一方で乳幼児は、乳児と、それ以上の年齢の幼児の両方を含みます。乳幼児向けである旨が表示された食品についても、乳児が対象に含まれていることから、乳児用食品に該当します。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日

---

**QA59 一般消費者向けのヨーグルト、リンゴジュース、お菓子、ゼリー、ハチミツなどは、乳児用食品に含まれますか**

---

ヨーグルト、リンゴジュース、お菓子、ゼリーなど、乳児（1歳未満）も喫食することが想定されるような食品であっても、表示内容等により乳児を対象にしていると判断される場合以外は、乳児用食品に係る規制の対象とはなりません。

なお、ハチミツについては、乳児ボツリヌス症の発生を未然に防止する観点から、乳児（1歳未満）には与えないようお願いします。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日

---

**QA60 商品設計上は乳児用としていない食品を、消費者が乳児に与えたとしても、その商品が乳児用食品の範囲に含まれないと考えてよいでしょうか**

---

御指摘の通りです。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日

---

**QA61 手作りの離乳食に使われる可能性がある食品は、乳児用食品に該当しますか**

---

特段、乳児向けである旨の表示等がない一般の食材については、一般食品に該当します。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日

---

**QA62 製造・加工された食品にも新しい基準値が適用となりますが、モニタリング検査も行われるのでしょうか**

---

新しい基準値は、食品一般の成分規格として定められたもので、製造、加工食品にも基準値が適用されます。また、国が定めたガイドラインでは、原材料だけでなく製造・加工された食品についても検査対象としています。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日



---

**QA63 残留農薬の基準値のように、原材料が基準値に適合していれば、その加工食品も適合していると取り扱うことはできないでしょうか**

---

放射性物質による汚染については、意図的に添加されたものではないこと、農産物だけでなく幅広い食品が汚染されている可能性があることなどを踏まえ、原材料だけでなく、原則として製造、加工した後の食品でも適合が求められます。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日

---

**QA64 製造、加工の定義を教えてください**

---

食品衛生法において、製造とは、あるものに工作を加えて、その本質を変化させ、別のものを作り出すこと、加工とは、あるものに工作を加える点では「製造」と同様ですが、そのものの本質を変えないで形態だけを変化させることとしています。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日

---

**QA65 米、大豆、牛肉を原材料として少しでも使用している製造・加工食品は、すべて経過措置の対象になるのでしょうか**

---

少量であっても、米、牛肉、大豆を原材料として使用した製造・加工食品は経過措置の対象になります。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日

---

**QA66 新しい基準値を適用する以前に製造・加工された食品を原材料として、  
新基準値の適用以後に製造・加工する場合には、原材料となる加工食品  
は暫定規制値に適合していればよいのでしょうか**

---

新しい基準値の施行前に製造・加工された食品は、新基準の施行後であっても、原材料として使用することができます。ただし、新基準の施行後に、暫定規制値に適合した食品を原材料として更に製造・加工された食品は、新基準値に適合している必要があります。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日

---

**QA67 主食の米から、少量しか摂取されない香辛料まで、摂取量に関係なく一般食品の基準値を適用するのはどうしてでしょうか**

---

食品区分の設定に当たっては、

- ・ 個人の食習慣の違い（摂取する食品の偏り）の影響を最小限にすることが可能であること、
- ・ 国民にとって分かりやすい規制となること、
- ・ 食品の国際基準を策定する FAO と WHO の合同会議であるコーデックス委員会などの国際的な考え方と整合すること

を考慮して、食品全体（一般食品）を1つの基準値とすることを基本としました。

また、一般食品の限度値の算出に際しては、主食である米などの摂取も含めたトータルとしての1日平均摂取量を用いています。その際、流通する食品の汚染割合を50%と設定して基準値を計算していますが、仮に、すべての米が100ベクレル/kgの基準値上限（汚染割合100%）で汚染されている想定で線量を計算しても、あらゆる年齢区分で年間1ミリシーベルトを超えません。このため、主食である米に特に厳しい基準値を設定する必要はないと考えています。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関するQ&Aについて（平成24年7月5日）」より作成

出典の公開日：2012年7月5日

本資料への収録日：2012年12月27日

---

**QA68 平成 24 年 3 月 31 日までに製造、加工された食品を、容器に入れたり、包装したりする（パッケージング）場合、経過措置の対象となるのでしょうか**

---

今回の放射性物質の経過措置は、流通に混乱が起きないようにする観点で設けたものです。このため、放射性物質に関しては、食品を容器に入れたり、又は包装したりすること（パッケージング）より前の製造、加工の内容で実際の製造、加工の日を判断し、この日が平成 24 年 3 月 31 日以前の食品は経過措置対象となります。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日

---

**QA69 チマキに用いる笹の葉などは実際には摂取されませんが、食品として放射能の基準値が適用となるのでしょうか**

---

チマキ、柏餅等に使用されている笹、柏等の葉は当該食品を構成する一部分であり、その食品と密接不可分の関係にあるので、食品として取り扱われています。しかしながら、食品を包んでいる笹等の葉は摂取されない一方で、喫食する餅等には、緑茶などと同様に、笹等の葉から含有成分が浸出されている可能性があります。そこで、笹等の葉と密接に接触し、含有成分が浸出された内容物としての餅等に対して、一般食品の基準値が適用されます。このため、チマキに笹の葉を用いる際などには、加工後の餅等が一般食品の基準値を超えることがないように管理してください。なお、粉末状の笹茶など、直接摂取される葉については、粉末の状態一般食品の基準値が適用されます。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日

---

**QA70 基準値を超過する食品を混合し、放射性物質を希釈することで基準を満たすことは認められるのでしょうか**

---

新しい基準値は、食品衛生法第 11 条第 1 項に基づく食品の成分規格として定めるものであり、これに適合しない食品を製造、輸入、加工、使用、調理、保存、販売することはできません。したがって、新基準値を超過する食品を原料として使用することも禁止されま

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日



---

**QA71 食品添加物における放射性物質の基準値はどのように考えればよい  
でしょうか**

---

新しい基準値については、食品一般の成分規格として定めるものであり、食品添加物については対象となりません。ただし、食品添加物が使用された食品に対しては放射性物質の基準が適用となり、基準値を超過した食品を製造、輸入、加工、使用、調理、保存、販売することはできません。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日

---

**QA72 家庭菜園で作った野菜など、自己消費する食品についても新基準値は適用されるのでしょうか**

---

家庭菜園で作った野菜を自己消費する場合など、販売の用に供することを目的としない食品については、規制の対象にはなりません。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日

---

**QA73 工業用など、食用以外に使用されるものの扱いはどうなるのでしょうか**

---

工業用原料など食用以外の目的で使用されるものは、食品衛生法では規制していません。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日

---

**QA74 たばこには食品の基準値が適用されるのでしょうか**

---

たばこは食品ではないので、食品衛生法に基づく規制の対象にはなりません。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日

## 4. 食品の検査一般に関する Q&A

---

**QA75** 平成 24 年 3 月 15 日付の食安発 0315 第 4 号で示した「食品中の放射性セシウム検査法」により測定した場合の、検査の検出限界値を食品区分ごとに示してください

---

検出限界値は基準値の 1/5 としていますので、一般食品であれば 20 ベクレル/kg 以下、牛乳及び乳児用食品については 10 ベクレル/kg 以下、飲料水については 2 ベクレル/kg 以下です。

参考：厚生労働省HP

[http://www.mhlw.go.jp/shinsai\\_jouhou/dl/shikenhou\\_120316.pdf](http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/dl/shikenhou_120316.pdf)

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日

---

**QA76 検査結果と基準値の差がわずかであった場合、サンプルの不均一性や検出器の誤差はどのように考えればよいでしょうか**

---

食品中の放射性物質の検査法において、測定結果が基準値の 75%～125%の範囲であった場合、測定結果のばらつきを考慮し、セシウム 134 とセシウム 137 それぞれの測定結果の標準偏差について、二乗平均平方根を求め、これが測定結果の 1/10 以下であることを満たす必要があります。

また、検出機器の校正については、「文部科学省編放射能測定シリーズ No.7 ゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線スペクトロメトリー」に記載の方法、あるいは国際的に認められた方法 に従うよう定められており、検出機器間の測定結果の信頼性は担保されています。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日

---

**QA77 平成 24 年 3 月 1 日付けの監視安全課事務連絡「食品中の放射性セシウムスクリーニング法」により測定した場合の、検査の測定下限値を示してください**

---

「食品中の放射性セシウムスクリーニング法」は一般食品の検査にのみ適応が可能で、測定下限値は、基準値（100 ベクレル/kg）の 1/4 である 25 ベクレル/kg 以下としています。

参考：厚生労働省HP

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000246ev.html>

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日

---

**QA78 検査結果を記載する際に、有効数字は何桁にするのでしょうか**

---

検査結果は、有効数字 2 桁で記載してください。基準値は、セシウム 134 とセシウム 137 の濃度の合計値として定められているので、両核種それぞれの値を 3 桁目まで求めて、これを合計した上で 3 桁目を四捨五入し、有効数字 2 桁とします。

例えば、セシウム 134 が 44.9 ベクレル/kg、セシウム 137 が 60.0 ベクレル/kg だった場合、合計した値は 104.9 ベクレル/kg となるので、3 桁目を四捨五入し、放射性セシウムの検査結果は 100 ベクレル/kg となります。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日



---

**QA79 セシウム 137 のみが検出され、セシウム 134 が不検出の場合の検査結果は、どのように取り扱うのでしょうか**

---

セシウム 134 の検出限界値を足す必要はなく、セシウム 137 のみの検出値をもって、放射性セシウムの検査結果とします。なお、セシウム 134 とセシウム 137 検査結果を個別に記載する場合、セシウム 134 の方には検出限界値を記載します。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日

---

## QA80 水戻しを行った状態で一般食品の基準値を適用する乾燥食品の、水戻し方法を示してください

---

水戻しを行った状態で基準値を適用する乾燥食品は、できるだけ飲食に供される状態と同様の状態で行う観点から、粉碎後のサンプルに、日本食品標準成分表等の水戻しによる水分含量の公表データ（重量変化率）を参考として、必要な水分をあらかじめ添加し行うことを原則とします。

ただし、乾燥状態で検査を行い、日本食品標準成分表等の水戻しによる重量変化率を用いて換算を行った結果を分析値としても差し支えありません。

なお、検査に用いる重量変化率については、平成 24 年 3 月 15 日付食安基発 0315 第 7 号「食品中の放射性物質の試験法の取扱いについて」\*でお示ししているもので、併せて御参照ください。

\*：厚生労働省 HP

[www.mhlw.go.jp/shinsai\\_jouhou/dl/shikenhou\\_120319.pdf](http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/dl/shikenhou_120319.pdf)

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日

---

**QA81 平成 24 年 3 月 31 日までに製造された乾燥しいたげや茶など、暫定規制値には適合していないが新基準値には適合している食品について、食品衛生法第 54 条に基づく廃棄処分等の行政処分対応、回収指導等の行政指導等の措置をとる必要があるのでしょうか**

---

御指摘の食品について、平成 24 年 3 月 15 日付食安発 0315 第 4 号「食品中の放射性セシウムの試験法について」及び同日付食安基発 0315 第 7 号「食品中の放射性物質の試験法の取扱いについて」に基づき検査を行い、新基準値に適合していることが確認された場合には、食品衛生法第 54 条に基づく廃棄処分等の行政処分対応、回収指示等の行政指導等の措置をとる必要はありません。

参考：厚生労働省HP

[http://www.mhlw.go.jp/shinsai\\_jouhou/dl/shikenhou\\_120316.pdf](http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/dl/shikenhou_120316.pdf)

[http://www.mhlw.go.jp/shinsai\\_jouhou/dl/shikenhou\\_120319.pdf](http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/dl/shikenhou_120319.pdf)

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日

---

**QA82 基準値を超過した食品を流通させた事業者に対しては、どのような処分があり得るのでしょうか**

---

新しい基準値は、食品衛生法第 11 条第 1 項に基づく食品の成分規格として定められるものであり、これに違反した場合は、厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要に応じ、改善指導、当該食品の廃棄命令（食品衛生法第 54 条）や、当該事業者の営業許可の取消し（同第 55 条）を行うことができるほか、悪質な事例については告発が行われ、罰則として、2 年以下の懲役又は 200 万円以下の罰金（同第 72 条）が適用される場合があります。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日

---

**QA83 基準値を厳しくすることで、検査件数が減り、違反品が流通するようになるのではないですか**

---

新しい基準値の施行後も、地方自治体の検査が円滑に実施できるよう、

- ・ 食品衛生法に基づく検査を担当している地方自治体に対し、ゲルマニウム半導体検出器やスクリーニング機器の導入費用の補助
- ・ 検査機器を有する国の研究機関等の紹介及び検査の実施が困難な自治体からの検査の受入

などの支援を図っています。

引き続き、地方自治体の検査体制の状況を十分把握しながら、こうした取組を通じて、検査体制の整備を図ることとしています。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より一部修正

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日

---

**QA84 原材料が基準値に適合している食品を用いて、最終食品が基準値を超過した場合は、誰に責任があるのでしょうか**

---

御質問の場合は、最終食品を製造、販売する事業者に、基準値に適合している食品を製造、販売する責任がかかります。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日

## 5. 飲料水に関する Q&A

---

### QA85 水道水について、きちんと検査が行われているのですか。

---

各都道府県において水道水の放射性物質の検査が行われています。

福島第一原子力発電所の事故を受けて、放射性セシウム及び放射性ヨウ素の検査を行いました。放射性ヨウ素は半減期が短く、平成 23 年 7 月 15 日以降食品からの検出報告がないことも踏まえ、平成 24 年 4 月からは放射性セシウムを対象としたモニタリングを行っています。表流水（※）や表流水の影響を受ける地下水を利用する場合は、1 週間に 1 回以上、また、表流水の影響を受けない地下水を利用する場合は、1 か月に 1 回以上を目途に検査しています。

十分な検出感度による水質検査によっても、3 か月連続して水道水又は水道原水から放射性セシウムが検出されなかった場合、以降の検査は 3 か月に 1 回に減らすことができます。

※ 表流水とは、河川、湖沼の水のように地表にある水のこと。

厚生労働省は、次の地域・事業者に対しては、水道水や水道原水中の放射性セシウムの放射能のデータを収集し、十分な検出感度でのモニタリング結果を集積することを求めています。

- 福島県及びその近隣の 10 都県（宮城県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県）
- 放射性物質汚染対処特措法に基づく除染特別地域及び汚染状況重点調査地域の水道事業者及び水道用水供給事業者  
（ただし、本州から地理的に離れ、水道水源が独立している島嶼部の水道事業者等を除く。）

これらのモニタリング検査の結果を見ると、水道水（浄水）については平成 23 年 6 月以降、水道原水については平成 23 年 5 月以降、10 Bq（ベクレル）/kg を超える放射性セシウムは検出されていません。

なお、モニタリングの結果、管理目標値を長期間超過することが見込まれる場合は、摂取制限等が行われます。

---

出典：消費者庁「食品と放射能 Q&A」より作成

出典の公開日：2013 年 9 月 2 日

本資料への収録日：2014 年 3 月 31 日

改訂日：2014 年 3 月 31 日

## QA86 水道水や井戸水等の安全・安心は、どのように確保されているのですか

国では、水道水中の放射性物質に係る管理目標値を設定しています。また、福島県内の水道水中や飲用井戸等の放射性物質濃度のモニタリングを実施し、その結果を公表しています。

国においては、水道水中の放射性物質に係る管理目標値（セシウム 134 及び 137 の合計 10 ベクレル/kg）を設定し、モニタリング方法及び目標値超過時の措置等について周知しています。

水道水や井戸水等の安全・安心を確保するため、国、福島県及び水道事業者等が、福島県内における水道水や飲用井戸等の放射性物質のモニタリング（地下水モニタリングを含む）を実施しており、福島県及び国がその結果を公表しています。

特に、避難指示解除準備区域、旧緊急時避難準備区域で飲用に供する井戸水等については、当該区域を含む市町村の要望を踏まえつつ、国が避難指示の解除の前後に市町村とも協力をしながらモニタリングを順次実施し、結果を公表しています。

現在、水道水中から管理目標値を上回る放射性セシウムは検出されていません。また、地下水については、放射性セシウムは土壌等の地面表層に残留し、地下に容易には浸透しないとされており、これまでのモニタリング調査の結果からも、放射性物質の地下水への浸透は確認されていません。

### 避難指示解除準備区域等の解除前後における井戸水等モニタリングのこれまでの実績

#### ○旧緊急時避難準備区域

市町村名	実施期間
南相馬市	H23.9～12
田村市	H24.3
川内村	H23.11～12
広野町	H23.10
楢葉町	H23.10

#### ○避難指示解除準備区域

市町村名	実施期間
南相馬市	H24.6～8
田村市	H24.4～5
川内村	H24.4～5

### 水道水中のモニタリング



参考：

水道水中の放射性物質に関する検査の結果（厚生労働省）



[http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/kentoukai/houshasei\\_monitoring.html](http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/kentoukai/houshasei_monitoring.html)

放射線モニタリング情報（原子力規制委員会）

<http://www.nsr.go.jp/activity/monitoring/monitoring1-2.html> 〔「避難指示区域等を対象とした詳細モニタリング」を参照〕

東日本大震災の被災地における放射性物質関連の環境モニタリング調査について（環境省）

<http://www.env.go.jp/jishin/rmp.html#monitoring>

---

出典：復興庁「避難住民説明会等でよく出る放射線リスクに関する質問・回答集」より作成

出典の公開日：2012年12月25日

本資料への収録日：2013年1月16日

---

## QA87 水道水に含まれる放射性物質の「管理目標」はどんなものですか

---

ペットボトル入りなどの飲料水について食品衛生法に基づく放射性物質の基準値が設定されたことを踏まえ、水道水中の放射性物質に関する管理目標は、水道施設の濁度管理の目標値として、飲料水の基準値と同じ放射性セシウム 10Bq（ベクレル）/kg と定められています。

水道水から管理目標値を超過する放射性セシウムが検出された場合には、直ちに原因の究明を行い、再検査や濁質の除去機能の確認をするとともに、水道利用者に周知することになっています。

世界保健機関（WHO）では、管理目標値を超過することが飲用不適を意味するものではなく、原因究明等の契機であるとしています。しかし、管理目標値を長期間超過することが見込まれる場合は、水道水の安全・安心に万全を期すため、原因となった水道水源からの他の水道水源への振替、摂取制限等の措置を行います。

---

出典：消費者庁「食品と放射能 Q&A」より作成

出典の公開日：2013年9月2日

本資料への収録日：2014年3月31日

改訂日：2014年3月31日

## 6. 米に関する Q&A

---

### QA88 お米はきちんと検査されるのですか

---

24 年産米については、食品の基準値を超える米が生産・流通されないよう、23 年産米の検査結果を踏まえて、

- ① 警戒区域、計画的避難区域（注）のほか、23 年産米で 500 Bq（ベクレル）/kg 超の値が見られた地域では、作付制限
- ② 23 年産米で 100 Bq（ベクレル）/kg 超の値が見られた地域では、全量管理・全袋検査
- ③ その他の地域では、抽出検査

を行いました。

さらに、福島県では、県独自の上乗せ検査として、県下全域で全袋検査を実施しました（作付制限区域を除く）。

その結果、24 年産米については約 1 千万点の検査が行われ、カリ肥料の施肥などの吸収抑制対策に取り組んだことにより、このうち基準値を超過したのは 84 点（超過した割合約 0.0008%）でした。基準値を超過した米は出荷されず、市場には流通しませんでした。

（注） 警戒区域及び計画的避難区域は、帰還困難区域、居住制限区域又は避難指示解除準備区域に再編されています（平成 25 年 8 月現在）。

25 年産米についても、作付制限、吸収抑制対策及び収穫後の検査を組み合わせることで安全確保を図ります。

また、福島県では、25 年度米についても県下全域で全袋検査が実施されます。

#### ① 作付制限

帰還困難区域など、放射性セシウム濃度が基準値を超えない米が生産できることが検証されていない地域では、作付を制限します。

#### ② 作付再開準備

避難指示解除準備区域など、今後 1、2 年程度で作付再開を目指す地域では、実証栽培を実施します。

#### ③ 全量生産出荷管理

25 年産から作付を再開する地域や 24 年産米で 100 Bq（ベクレル）/kg を超える放射性セシウムが検出された地域では、ほ場ごとに吸収抑制対策等を徹底した上で、全量管理・全袋検査を実施します。

④ 全戸生産出荷管理

24年産米で50 Bq(ベクレル)/kgを超える放射性セシウムが検出された地域等では、農家ごとに吸収抑制対策等を徹底して全戸検査を実施します。

⑤ 地域単位で抽出検査

上記以外の地域では、必要に応じて吸収抑制対策等を行い、地域単位で抽出検査を実施します。

---

出典：消費者庁「食品と放射能 Q&A」より作成

出典の公開日：2013年9月2日

本資料への収録日：2014年3月31日

改訂日：2014年3月31日

---

**QA89 福島県産の米が、検査済みの押印がされている他県産の袋に入れられて出荷されていると聞きました。「検査済みの押印がされている他県産の袋」は簡単に入手できるそうです。このようなことを防止することはされていないのでしょうか**

---

農産物検査を受検した米穀は、産地や品種などの「農産物検査証明」の表示を米袋の包装上に行わなければならないことになっています。また、一度使用した米袋に再び米を入れて流通させる際には、この農産物検査証明の表示を抹消しなければならないよう農産物検査法に規定されており、この規定に違反した生産者、事業者は同法によって処罰の対象となります。

なお、消費者の方から、農産物検査証明の表示を抹消しないまま使用済みの米袋が販売されることにより、米袋の不適切な使用につながるのではないかと心配の声が寄せられており、国としてもこれを未然に防ぐため、米袋を販売しているホームセンター等の関係業者に対し通知を発出し、使用済みの米袋を販売する場合には表示抹消の対応をとるよう指導の徹底に努めています。

---

出典：資源エネルギー庁「放射線に関する Q&A」より作成

出典の公開日：2012年3月30日

本資料への収録日：2012年12月26日

## 7. 麦・大豆・そばに関する Q&A

---

### QA90 福島県の同じ地域なのに、土では放射性物質が検出されていて、麦では放射性物質が検出されないなどの違いがあるのはなぜでしょうか

---

農作物の汚染経路としては、降下した放射性物質が農作物に直接付着して汚染する経路のほか、土壌に降下した放射性物質を農作物が吸収して汚染する経路が考えられます。

土壌に降下した放射性物質は、土壌に吸着されるものも多く、全て植物に吸収されるわけではありません。このため、土で放射性物質が検出されても、麦では放射性物質が検出されないといったことが見られます。土壌からどの程度の農作物に吸収されるかは、農作物の種類、土壌の種類、施肥等の営農の状況などによって異なります。

各地域の農作物に含まれる放射性物質の検査結果については、農林水産省や厚生労働省のホームページで確認できますので、ご覧下さい。\*1\*2

※1：農林水産省ホームページ「農産物に含まれる放射性セシウム濃度の検査結果（随時更新）」[http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/saigai/s\\_chosa/index.html](http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/saigai/s_chosa/index.html)

※2：厚生労働省ホームページ「食品中の放射性物質の検査結果」[http://www.mhlw.go.jp/shinsai\\_jouhou/shokuhin.html](http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/shokuhin.html)

---

出典：資源エネルギー庁「放射線に関する Q&A」より作成

出典の公開日：2012年3月30日

本資料への収録日：2012年12月26日

## 8. 野菜・果物に関する Q&A

---

### QA91 生鮮農産物の原産地表示はきちんと行われているのですか

---

国産の生鮮農産物の原産地表示については、JAS 法に基づく生鮮食品品質表示基準により、都道府県名、あるいは市町村名やその他一般に知られている地名を表示することが義務付けられています。

同一県内でも区域に分けて出荷制限等が行われる中で、生産者には、市町村名や地域名を積極的に表示することが期待されます。

この表示義務に違反した場合には、JAS 法に基づく指示・公表等の行政措置や刑事罰の対象となります。消費者庁では、引き続き農林水産省や都道府県と連携し、産地偽装が起らないよう取締りに努めています。

---

出典：消費者庁「食品と放射能 Q&A」より作成

出典の公開日：2013 年 9 月 2 日

本資料への収録日：2014 年 3 月 31 日

改訂日：2014 年 3 月 31 日

---

**QA92 福島県産の野菜を、他県産の袋に詰め替えて産地偽装をしているという噂を聞きました。こうしたことに対する取締りは行われているのでしょうか**

---

政府及び地方自治体は、産地の表示について、平成 14 年に発生した食品の産地偽装事件等を受けて、食品の表示に対する法律の厳格化を図るとともに、監視・取締り体制の強化を進めてきました。

消費者庁では食品表示に関する専用の相談窓口を設置しており、農林水産省では食品表示 110 番を設置して、食品表示等に関する疑義情報等の情報収集を行っております。また、地方農政局の職員（食品表示 G メン）による小売店舗等に対する巡回調査や、農林水産消費安全技術センターによる DNA 分析等の科学的手法を活用して食品表示の監視を行っているところです。

これらで得られた情報等を端緒として、食品表示違反の疑いのある事業者の調査を行い、違反業者に対して改善を指示しその内容を公表するなど厳しい対応を行っています<sup>※1</sup>。

さらに、政府及び地方自治体における食品表示の監視・取締りの関係機関（消費者庁、警察庁、農林水産省、都道府県）の連携強化のため、食品表示連絡会議や食品表示監視協議会を設置し、情報共有や意見交換を行っているところです<sup>※2</sup>。

なお、福島県においては、野菜について、県内の主な産地において放射性物質の検査を定期的にサンプリングして行っており、基準値を超えていないもののみを出荷しているとともに、一部の地域で出荷制限や摂取制限を行うなどの厳格な対応を取っております。

※1 食品表示の監視について

農林水産省ホームページ内「食品表示の監視について」

<http://www.maff.go.jp/j/jas/kansi/index.html>

※2 食品表示連絡会議について

消費者庁ホームページ内「食品表示連絡会議」

<http://www.caa.go.jp/foods/index7.html>

---

出典：資源エネルギー庁「放射線に関する Q&A」より作成

出典の公開日：2012 年 3 月 30 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 26 日



---

**QA93 今回の事故では、大量の放射性物質が広い地域にまき散らされたと聞きました。放射性物質の検査をしていることは知っていますが、それでも隠れた汚染がないかどうか心配です。現在、流通している野菜などは汚染されていないのでしょうか**

---

政府では、東京電力福島第一原子力発電所事故により 1 号機～3 号機から大気中に放出された放射性物質の現在までの総量を 77 京ベクレル（京は兆の 10,000 倍）と公表しています※1。

政府では、大気中の放出された放射性物質の飛散状況を調査するため、広範な地域で各種の検査を行っており、その結果を公表しています。都道府県別の環境中の放射性物質の量は、環境放射能のモニタリング情報※2 から参照できます。また、食品中の放射性物質に関する検査は、国の原子力災害対策本部が定めた「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」を踏まえ、厚生労働省が示した「地方自治体における検査計画」に基づいて各都道府県で実施されており、検査方法や検査結果が公表されています※3。検査結果の結果、食品衛生法に基づく基準値※4 を超えた食品が一定の広がりで見出された場合は出荷を制限するなど、基準値を超える食品が流通しないよう厳格な対応を取っています。また、基準値は相当の安全を見込んで設定されているので、流通している食品であれば、通常の生活で食べる程度の量である限り、健康上の問題はないと思われま

<放射性物質の調査について>

都道府県が行っている環境放射能のモニタリングは、各都道府県の代表的な地点に限られているのが現状です。今回の事故によって放出された放射性物質は、その性情や気候などにより拡散したため、各所に偏在しており、局所的に放射線が高い地点（ホットスポット等）が見られます。調査地点については、市区町村が環境放射能に関する相談の窓口になっている例が多くあるようです。

※1 : 首相官邸ホームページ「原子力安全に関する I A E A 閣僚会議に対する日本国政府の報告書（6 月報告書 正誤表）」

[http://www.kantei.go.jp/jp/topics/2011/pdf/houkokusyo\\_full.pdf](http://www.kantei.go.jp/jp/topics/2011/pdf/houkokusyo_full.pdf)

※2 : 文部科学省ホームページ「放射線モニタリング情報」

[http://radioactivity.mext.go.jp/ja/#monitoring\\_around\\_FukushimaNPP-dose](http://radioactivity.mext.go.jp/ja/#monitoring_around_FukushimaNPP-dose)

※3 : 厚生労働省ホームページ「食品中の放射性物質への対応」

[http://www.mhlw.go.jp/shinsai\\_jouhou/shokuhin.html](http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/shokuhin.html)

---

出典：資源エネルギー庁「放射線に関する Q&A」より作成

出典の公開日：2012年3月30日

本資料への収録日：2012年12月26日

---

**QA94 野菜をゆでたり洗ったりすると放射線量が減りますか。家庭菜園の野菜は大丈夫ですか**

---

これまで述べたように、放射性物質濃度が食品衛生法に基づく基準値を超える食品は、出荷制限などにより流通させないことになっています。このため、市場で販売されている野菜に関し、特別な調理法を行う必要は基本的にありません。

なお、熱によって放射性物質が低減することはありませんが、独立行政法人放射線医学総合研究所によれば、「野菜を洗う、煮る（煮汁は捨てる）、皮や外葉をむく、などによって、放射性物質による汚染の低減が期待できる」とのことです。

放射性物質が特に気になる方は、参考にしてください。

家庭菜園で栽培した野菜に含まれる放射性物質の濃度は、その周辺地域で生産・出荷されているものと似かよっていると考えられます。

したがって、その所在地において出荷制限、摂取制限が行われていないかを確認した上で食べるようにしましょう。

---

出典：消費者庁「食品と放射能 Q&A」より作成

出典の公開日：2013年9月2日

本資料への収録日：2014年3月31日

## 9. お茶に関する Q&A

---

**QA95 通常、水で浸出して飲用に供される茶は、どのように検査を行うのでしょうか**

---

水で浸出して飲用に供される茶についても、「食品中の放射性セシウム試験法」及び平成 24 年 3 月 15 日付の食安基発 0315 第 7 号で示した、荒茶又は製茶の状態で検査する方法に従って検査を行うこととします。

参考：厚生労働省 HP

[http://www.mhlw.go.jp/shinsai\\_jouhou/dl/shikenhou\\_120319.pdf](http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/dl/shikenhou_120319.pdf)

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日

---

## QA96 飲用に供する茶の具体的な検査方法を示して下さい

---

飲用に供する茶の検査については、荒茶又は製茶 10g 以上を 30 倍量の重量の熱水(90℃)で 60 秒間浸出し、40 メッシュ相当のふるい等でろ過した浸出液を測定試料とすることとします。

なお、飲用に供する茶の検査を行う際には、十分な浸出を得るため、

- ① 熱水が 90℃であることを温度計で確認した後、浸出を行うこと。
- ② 浸出時に茶葉が熱水中で広がるよう、ガラス棒等で大きく 5 回程度攪拌すること。

に留意して検査を実施して下さい。

上記①、②については、別紙のとおり、農林水産省から平成 24 年 4 月 18 日付 24 生産第 271 号「お茶の放射性物質の検査に係る留意事項について」にて、通知されているので、これも参考にしてください。

また、以下の①、②の場合、飲用に供する状態で 10 ベクレル/kg を下回ることが確認できるものであるため、上記の飲用に供する状態での検査を不要とします。

- ① 荒茶又は製茶に含まれる放射性セシウム濃度を、平成 24 年 3 月 15 日付の食安発 0315 第 4 号で示した「食品中の放射性セシウム検査法」により測定した結果、200 ベクレル/kg 以下の場合
- ② 荒茶又は製茶に含まれる放射性セシウム濃度を、平成 24 年 3 月 1 日付けの監視安全課事務連絡「食品中の放射性セシウムスクリーニング法」で示した要件を満たした検査機器により測定した結果、150 ベクレル/kg 以下の場合

なお、検査結果が①、②に示した数値を超えた場合は、飲用に供する状態での検査を必ず行い、検査結果を確定しなければなりません。

なお、検査結果が①、②に示した数値を超えた場合は、飲用に供する状態での検査を必ず行い、検査結果を確定しなければなりません。



(別紙)

24生産第271号  
平成24年4月18日

東北農政局生産部長  
北陸農政局生産部長  
関東農政局生産部長  
東海農政局生産部長  
近畿農政局生産部長  
中国四国農政局生産部長  
九州農政局生産部長

} 殿

生産局農産部地域作物課長

お茶の放射性物質の検査に係る留意事項について

平成24年産のお茶の放射性物質の検査については、各都県において放射性物質の検査計画を策定し、まもなく実施する段階となっている。

こうした中で、農林水産省が、「食品中の放射性物質の試験法について」(平成24年3月15日 厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知)に示された飲用に供するお茶の浸出条件を変えて、別添のとおり荒茶からの浸出試験を行ったところ、荒茶から十分な浸出を得るための条件が明らかになった。

このため、検査に当たっては、以下の条件に留意して荒茶からの浸出を行うよう、貴職から貴局管内の各都府県に通知されたい。

記

1. 熱水が90℃であることを温度計で確認した後、浸出を行うこと。  
(理由) 60℃の熱水で浸出した浸出液の放射性セシウム濃度は、90℃の熱水で浸出した浸出液と比べ、統計的に有意に低く、茶葉からの放射性セシウムの浸出効率の温度依存性が強いことが明らかになったため。
2. 浸出時に茶葉が熱水中で広がるよう、ガラス棒等で大きく5回程度攪拌すること。  
(理由) 攪拌を行って浸出した浸出液の放射性セシウム濃度は、攪拌を行わないで浸出した浸出液と比べ、統計的に有意に高く、茶葉からの浸出効率を上げるためには攪拌が主要な因子であることが明らかになったため。

(別添)

### お茶の放射性物質の検査における変動要因

農林水産省において、放射性セシウムを含有する荒茶を使用し、「食品中の放射性物質の試験法について」（平成24年3月15日 厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知。以下「試験法通知」という。）に示された浸出条件（荒茶又は製茶10g以上を30倍量の重量の熱水（90℃）で60秒間浸出し、40メッシュ相当のふるい等でろ過）を基本として、異なる条件で浸出した浸出液の放射性セシウム濃度を測定し、浸出条件の違いが浸出液の放射性セシウム濃度に及ぼす影響について調査を行ったところ、以下の結果が得られた。

(参考) 調査の実施概要

- ①使用した茶葉 平成23年産の荒茶
- ②調査年月日 平成24年3月19～23日
- ③協力機関 (財) 日本食品分析センター

#### 1 浸出に用いる熱水の温度の違いによる影響

60℃の熱水で浸出したところ、浸出液の放射性セシウム濃度は、同一の茶葉を用いて90℃の熱水で同一時間浸出した場合の約60%であり、統計的に有意に低かった。

熱水の温度	浸出液の総放射性Cs濃度 (Bq/kg)				相対濃度
	反復1	反復2	反復3	平均値	
90℃	5.1	4.7	5.9	5.2	100
60℃	4.0	3.4	2.5	*3.3	63

- 注1) 使用した茶葉の放射性セシウム濃度 270 Bq/kg
- 2) 熱水の温度以外の条件は、厚生労働省から示された浸出条件による。
- 3) \*は熱水温度90℃に対し有意に低い ( $\alpha=0.05$ でt検定を実施)。

## 2 浸出時の攪拌の有無による影響

試験法通知では、浸出時の攪拌は求めているが、攪拌を行いながら浸出したところ、浸出液の放射性セシウム濃度は、同一の茶葉を用いて同一の湯温・浸出時間の条件で攪拌せずに浸出した場合の約130%であり、統計的に有意に高かった。

攪拌の有無	浸出液の総放射性C s 濃度 (Bq/kg)					相対濃度
	反復 1	反復 2	反復 3	反復 4	平均値	
攪拌なし	4.3	5.8	5.2	5.1	5.1	100
攪拌あり	6.7	6.8	5.9	—	*6.5	127

注 1) 使用した茶葉の放射性セシウム濃度 293 Bq/kg

2) 攪拌の有無以外の条件は、厚生労働省から示された浸出条件による。

3) 攪拌は、スターラーを用いて行った。

4) \*は「攪拌なし」の場合に対し有意に高い ( $\alpha=0.05$ で t 検定を実施)。

## 3 その他

- (1) 浸出液を室温下で長時間放置した場合の影響を調べたところ、24時間後、48時間後、72時間後の放射性セシウム濃度には、それぞれ浸出直後と比べて有意な差は見られなかった。
- (2) 浸出時間を長くした場合の影響を調べたところ、120秒間浸出した浸出液の放射性セシウム濃度には、60秒間浸出した場合と比べて有意な差は見られなかった。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日



---

**QA97 飲用に供する茶の試験に関し、荒茶又は製茶で検査する場合の検出限界値を教えてください**

---

「食品中の放射性物質の試験法について」で示した方法により測定する場合は、同試験法で基準値の 1/5 以下と定められているので、40 ベクレル/kg 以下となります。また、「食品中の放射性セシウムスクリーニング法」の要件を満たした検査機器により測定した場合は、同法で定められているとおり、25 ベクレル/kg 以下となります。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日

---

**QA98 緑茶と麦茶以外の茶や、レギュラーコーヒーなど、浸出、抽出してから、飲む状態で一般食品の基準値を適用する食品について、浸出又は抽出の方法を示して下さい**

---

日本食品標準成分表 2010（文部科学省）の食品群別留意点中に浸出、抽出の方法が記載されている紅茶、ウーロン茶、レギュラーコーヒーは、原則として、この中で最も浸出、抽出時間が長い方法に従うこととします。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日

## 10. 食肉、卵、牛乳・乳製品に関する Q&A

---

### QA99 原乳の検査は、どのような結果になっていますか

---

牛乳は、安全性を確保するため、低温で管理されたまま輸送・処理されます。

まず、健康な乳牛から搾られた乳は、その酪農家のタンクで 10℃以下に冷却し、2 日程度貯蔵されます。

その各酪農家の搾ったままの乳（原乳）をタンクローリーで集め、さらに多数の酪農家の原乳と合わせてクーラーステーションと呼ばれる原乳の冷蔵保管施設にいったん保管します。その後、乳業工場に輸送されるのが一般的です。

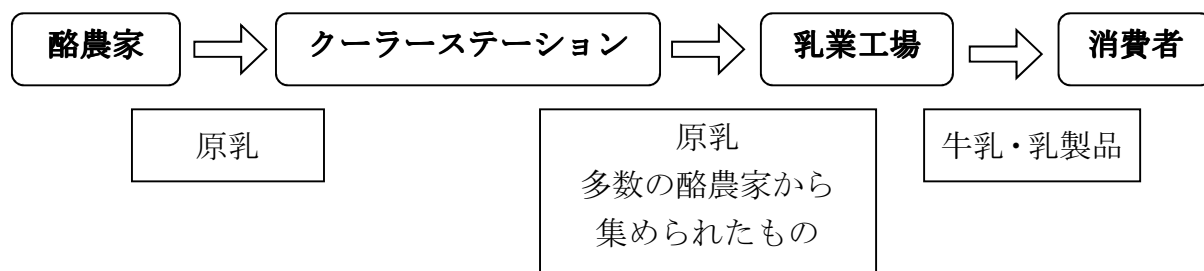
このように、酪農家が生産する原乳は、クーラーステーションに集められた後、原料として乳業工場に出荷されるので、個々の酪農家が生産した原乳をそのまま消費者が飲むわけではありません。

したがって、消費者に提供される牛乳・乳製品の安全性を確保するために、個々の酪農家ごとではなく、乳業工場における実際の処理単位であるクーラーステーション単位で放射性物質に関する検査を行っています。

原乳については、平成 24 年度に約 2 千 4 百点の検査を行いました。このうち基準値を超過したものはありません。

（注） 検査結果の集計対象は、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（平成 24 年 7 月 12 日原子力災害対策本部決定）の対象自治体の 17 都県。

原乳から牛乳・乳製品ができるまで



---

出典：消費者庁「食品と放射能 Q&A」より作成

出典の公開日：2013 年 9 月 2 日

本資料への収録日：2014 年 3 月 31 日

改訂日：2014 年 3 月 31 日

---

**QA100 流通している牛乳について、汚染された原乳そのままでは出荷できないため、ブレンドして出荷しているとのうわさを聞きましたが本当でしょうか。ブレンドしてしまったら検査をめぐりぬけてしまうのでしょうか**

---

酪農家が生産する原乳（搾ったままの乳）は、原料として乳業工場に出荷されるものであり、個々の酪農家が生産した原料がそのまま消費されるわけではありません。

具体的には、一定地域の酪農家から集められた原乳は、いったんクーラーステーションに集められた後、乳業工場に輸送されるのが一般的であり、クーラーステーションから工場に輸送された原乳は、加熱殺菌などの工程を経て、種々の牛乳・乳製品として出荷されます。

したがって、消費者の皆様提供される牛乳・乳製品の安全性を確保するためには、個々の酪農家ごとではなく、クーラーステーション単位で放射性物質に関するモニタリング検査を行い、クーラーステーション単位で出荷制限の是非を判断することが適切とされています。

このため、原子力災害対策本部が定めた「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方（平成23年4月4日策定。同年6月27日、8月4日、平成24年3月12日、7月12日改定。）」においても、原乳の検査のための試料採取の単位は「クーラーステーション又は乳業工場単位で試料採取」とされているところです。

---

出典：資源エネルギー庁「放射線に関するQ&A」より作成

出典の公開日：2012年3月30日

本資料への収録日：2012年12月26日

---

## QA101 牛乳の表示のどこを見ればその原産地がわかるのですか

---

牛乳・乳製品については、食品衛生法上、原乳の原産地ではなく、「乳処理場の所在地」「製造所の所在地」を表示しなければならないことになっています。

このため、消費者が牛乳・乳製品の表示を見ても、原乳の原産地を確認できない場合があります。また、季節などによっても原産地が変わることもあります。牛乳・乳製品の情報についてお知りになりたい方は、牛乳・乳製品の製造事業者（メーカー）のお客室相談室などにお問い合わせください。

なお、地域的広がりをもって基準値を超える放射性物質が検出された場合は、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）より関係知事に対し、出荷制限などの指示が出されます。この場合、農協又は乳業者が、クーラーステーションへの出荷段階又は乳業工場への出荷段階で、原乳の出荷者名や地域の確認を行うこととなっています。したがって、出荷制限等の対象地域の原乳が、牛乳・乳製品の原料として使用されることはありません。

---

出典：消費者庁「食品と放射能 Q&A」より作成

出典の公開日：2013年9月2日

本資料への収録日：2014年3月31日

改訂日：2014年3月31日

---

## QA102 肉や卵の検査は、どのような結果になっていますか

---

牛肉については、平成 24 年度は、7 県（岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県）で全戸検査を実施し、さらに、出荷制限が指示された 4 県（福島県、宮城県、岩手県、栃木県）では、一部の農家において、全頭検査を行い、安全性を確認した上で市場に流通させました。

牛肉への放射性物質の基準値の適用は平成 24 年 10 月 1 日からでしたが、それまでの間であっても、と畜後に基準値の 100Bq（ベクレル）/kg を超過する牛肉が見つかった場合には、当該牛肉の出荷・販売を自粛するよう要請を行いました。

平成 24 年度については、約 15 万点の検査を行いました。このうち 100 Bq（ベクレル）/kg を超過したのは 6 点（経過措置期間を含む。）でした。

豚肉、鶏肉、卵やその他の畜産物については、平成 24 年度に約 1 千 7 百点の検査を行いました。このうち、基準超過は 2 点（豚肉、馬肉）でした。これらの肉も、出荷自粛を要請し、市場には流通しませんでした。

（注） 検査結果の集計対象は、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（平成 24 年 7 月 12 日原子力災害対策本部決定）の対象自治体の 17 都県。

---

出典：消費者庁「食品と放射能 Q&A」より作成

出典の公開日：2013 年 9 月 2 日

本資料への収録日：2014 年 3 月 31 日

改訂日：2014 年 3 月 31 日

---

## QA103 飼料はどのように管理されているのですか

---

家畜には、飼料として穀物やその副産物などが与えられています。さらに、牛などには、牧草（生、乾草）やサイレージ（牧草を発酵したもの）、稲わらなど（これらは粗飼料と呼ばれます。）も与えられます。

牛乳、肉、卵などの畜産物に含まれる物質は、主にこれらの飼料に由来するため、安全な畜産物を生産・供給するためには、出荷される畜産物に含まれる放射性物質が食品衛生法に基づく基準値を超えることのないように、飼料中の放射性セシウムを抑制する必要があります。

このため、飼料から畜産物へ放射性セシウムがどのように移行するのかといったこれまでに実施した試験データを活用して、以下のとおり飼料を与える家畜の種類毎に、飼料の放射性セシウムの目安（暫定許容値）を定め、この目安を超える飼料を給与しないよう指導しています。

### <参考>飼料の放射性セシウムの暫定許容値

牛、馬用飼料	100 Bq（ベクレル）/kg
豚用飼料	80 Bq（ベクレル）/kg
家きん（鳥）用飼料	160 Bq（ベクレル）/kg
養殖魚用飼料	40 Bq（ベクレル）/kg

（製品重量※、ただし粗飼料は水分含有量8割ベース）

※製品重量とは、配合飼料等家畜に給与される製品段階の重量です。

---

出典：消費者庁「食品と放射能 Q&A」より作成

出典の公開日：2013年9月2日

本資料への収録日：2014年3月31日

改訂日：2014年3月31日

## 11. きのこ・山菜・野生獣に関する Q&A

---

**QA104 乾燥きのこについて、原材料の状態とは生のきのこの状態と、乾燥した状態と、どちらを指すのでしょうか**

---

生のきのこの状態を指します。

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：2012 年 7 月 5 日

本資料への収録日：2012 年 12 月 27 日



---

## QA105 野生きのこについて、検査はどうなっていますか

---

野生きのこ類については、自治体が放射性物質の検査を行い、取りまとめられた検査結果は、厚生労働省より公表されています。

平成 23 年に一部地域の野生きのこから、暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されたため、林野庁は、野生きのこを採取する方に対して、採りに行く前に野生きのこの検査結果や森林に関する情報などに御留意いただくよう、注意喚起を行いました（平成 25 年 8 月に更新）。

平成 25 年 8 月 1 日現在、福島県の一部地域、青森県の一部地域、岩手県の一部地域、宮城県の一部地域、栃木県の一部地域、群馬県の一部地域、埼玉県の一部地域、山梨県の一部地域、長野県の一部地域、静岡県の一部地域では、出荷制限や摂取制限の指示が出されています。また、茨城県の一部地域、新潟県の一部地域では、県により出荷自粛が要請されています。

これらの情報は林野庁や県のホームページで公表されています。これらの地域では、野生きのこを採取することを控えてください。

---

出典：消費者庁「食品と放射能 Q&A」より作成

出典の公開日：2013 年 9 月 2 日

本資料への収録日：2014 年 3 月 31 日

改訂日：2014 年 3 月 31 日

---

## QA106 山菜について、検査はどうなっていますか

---

たけのこ、たらのめ、わらび、ふきのとう、くさそてつ（こごみ）などの山菜については、自治体が放射性物質の検査を行い、とりまとめられた検査結果は、厚生労働省より公表されています。

平成 23 年に一部地域の山菜から、暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されたため、平成 24 年春の山菜のシーズンを迎えるにあたり、林野庁は、野生の山菜を採りに行かれる方に対して、採りに行く前に山菜の検査結果や森林に関する情報などにご留意いただくよう、注意喚起を行いました（平成 25 年 4 月に更新）。また、農林水産省からも、直売所等での山菜の販売に当たっての留意点が出されています。

平成 25 年 8 月 1 日現在では、一部の山菜について、福島県の一部地域、茨城県の一部地域、栃木県の一部地域、千葉県の一部地域、宮城県の一部地域、岩手県の一部地域において、出荷制限の指示が出されています。

また、福島県の一部地域、岩手県の一部地域、宮城県の一部地域、茨城県の一部地域、群馬県の一部地域、千葉県の一部地域、栃木県の一部地域、山形県の一部地域、秋田県の一部地域、長野県の一部地域でも、県により出荷自粛が要請されています。

これらの情報は県のホームページで公表されています。これらの地域では、山菜を採取することを控えてください。

---

出典：消費者庁「食品と放射能 Q&A」より作成

出典の公開日：2013 年 9 月 2 日

本資料への収録日：2014 年 3 月 31 日

改訂日：2014 年 3 月 31 日

---

## QA107 いのししなどの野生獣について、検査はどうなっていますか

---

いのしし、しか、くまなどの野生鳥獣の肉については、自治体が放射性物質の検査を行い、取りまとめられた検査結果は、厚生労働省より公表されています。

平成 23 年度は、福島県産、宮城県産、栃木県産及び茨城県産のいのししなどの野生獣の肉から、暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されました。平成 24 年度も 17 都県を中心に野生鳥獣の肉の放射性物質検査を行い、いのしし、しか、くま、やまどりなどの肉から基準値を超える放射性セシウムが検出されました。

平成 25 年 8 月 1 日現在では、以下の地域・品目で出荷制限・摂取制限の指示が出されています。また、その他の地域・品目でも、県の判断により出荷が自粛されることがあります。これらの情報は、県のホームページで公表されています。

### 【出荷制限】

- 福島県：いのしし、かるがも、きじ、のうさぎ、やまどり
- 福島県の一部地域：くま
- 栃木県：いのしし（県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるいのししの肉を除く。）、しか
- 茨城県：いのしし（県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるいのししの肉を除く。）
- 宮城県：いのしし、くま
- 岩手県：しか、くま、やまどり
- 山形県：くま
- 群馬県：いのしし、しか、くま、やまどり
- 新潟県：くま（佐渡市及び粟島浦村を除く。）
- 千葉県：いのしし（県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるいのししの肉を除く。）

### 【摂取制限】

- 福島県の一部地域：いのしし

---

出典：消費者庁「食品と放射能 Q&A」より作成

出典の公開日：2013 年 9 月 2 日

本資料への収録日：2014 年 3 月 31 日

改訂日：2014 年 3 月 31 日

## 12. 魚に関する Q&A

---

### QA108 生鮮水産物の原産地表示はきちんと行われているのですか

---

国産の生鮮水産物の原産地表示については、JAS 法に基づく生鮮食品品質表示基準により、「生産した水域の名称」（水域名）を記載しなければなりません（例：茨城県沖、三陸沖、銚子沖など）。

ただし、水域をまたがって漁をする場合など、水域名の記載が困難な場合には、「水揚げした港名又はその属する都道府県名」をもって水域名の記載に代えることができることになっています。

この表示義務に違反した場合には、生鮮農産物と同様に、JAS 法に基づく指示・公表等の行政措置や刑事罰の対象となります。消費者庁では、農林水産省や都道府県と連携し、産地偽装が起らないよう取締りに努めています。

また、生産水域の情報に対する消費者の関心が高まっていることを踏まえ、水産庁では、東日本太平洋側で漁獲されたものを中心に、生産水域の区画及び水域名を明確化した原産地表示を奨励することとし、平成 23 年 10 月 5 日、関係団体、都道府県等に対し、通知を行いました。

具体的な水域区分は、回遊性魚種については、次のとおりです。

「北海道・青森県沖太平洋」

（「北海道青森沖太平洋」又は「北海道青森太平洋」も可）

「三陸北部沖」

「三陸南部沖」

「福島県沖」

「日立・鹿島沖」

「房総沖」

「日本太平洋沖合北部」（「日本太平洋沖北部」も可）

---

出典：消費者庁「食品と放射能 Q&A」より作成

出典の公開日：2013 年 9 月 2 日

本資料への収録日：2014 年 3 月 31 日

改訂日：2014 年 3 月 31 日

---

**QA109 放射性セシウムで汚染された魚や家畜でも、骨や内臓を食べなければ、セシウム摂取を回避できると聞きましたが本当でしょうか**

---

放射性物質が魚介類や家畜の体内に取り込まれた場合、放射性セシウムは筋肉に、放射性ヨウ素は甲状腺に、放射性ストロンチウムは骨に蓄積されやすい性質を持っています。つまり、骨や内臓に蓄積しやすいのは放射性ストロンチウム、放射性ヨウ素です。

一方、魚介類や家畜が放射性セシウムによって被ばくした場合、筋肉に蓄積されて、可食部分に蓄積されていると考えられます。そのため、骨や内臓を避けても、放射性セシウムを摂取する可能性は考えられます。

ただし、現在、市場に流通している魚、家畜、野菜などの食品は、出荷に当たって放射性物質の検査が行われ、厚生労働省が定めた基準値を超える放射性物質が検出された場合は出荷制限の措置が取られますし、この基準値は、それぞれの食品を1年間食べ続けた場合にも健康影響が生じないレベルに設定されています。

---

出典：資源エネルギー庁「放射線に関するQ&A」より作成

出典の公開日：2012年3月30日

本資料への収録日：2012年12月26日